

平成25年第1回定例会

四万十町議会会議録

平成25年3月6日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定の件
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 所信表明・行政報告
- 第 5 報告第 1号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）
- 第 6 報告第 2号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）
- 第 7 報告第 3号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）
- 第 8 報告第 4号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）
- 第 9 議案第11号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第10 議案第12号 町道路線の認定について
- 第11 議案第 3号 平成24年度四万十町一般会計補正予算（第5号）
- 第12 議案第 4号 平成24年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第 5号 平成24年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第 6号 平成24年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第 7号 平成24年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第 8号 平成24年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

- 第 1 7 議案第 9 号 平成 2 4 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 8 議案第 1 0 号 平成 2 4 年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 9 議案第 1 3 号 高幡広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 第 2 0 議案第 1 4 号 高幡障害者支援施設組合規約の変更について
- 第 2 1 議案第 1 5 号 こうち人づくり広域連合規約の一部変更について
- 第 2 2 議案第 1 6 号 土讃線窪川駅東西自由通路新設工事に係る協定の締結について
- 第 2 3 議案第 1 7 号 四万十町コミュニティセンターとおわ条例の制定について
- 第 2 4 議案第 1 8 号 四万十町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第 2 5 議案第 1 9 号 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の
指定に係る入所定員等に関する条例の制定について
- 第 2 6 議案第 2 0 号 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人
員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について
- 第 2 7 議案第 2 1 号 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの
事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サー
ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関
する条例の制定について
- 第 2 8 議案第 2 2 号 四万十町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に
関する条例の制定について
- 第 2 9 議案第 2 3 号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を
講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例
の整理について
- 第 3 0 議案第 2 4 号 四万十町江師園芸作物実験場条例の制定について
- 第 3 1 議案第 2 5 号 四万十町江師農林水産物集出荷加工場条例の制定について
- 第 3 2 議案第 2 6 号 四万十町基金条例の一部を改正する条例について
- 第 3 3 議案第 2 7 号 四万十町滞在型市民農園条例の一部を改正する条例について
- 第 3 4 議案第 2 8 号 四万十町興津青少年旅行村条例の一部を改正する条例について
- 第 3 5 議案第 2 9 号 四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例について
- 第 3 6 議案第 3 0 号 四万十町奨学金貸付条例の一部を改正する条例について
- 第 3 7 議案第 3 1 号 四万十町郷土資料館条例の一部を改正する条例について
- 第 3 8 議案第 3 2 号 四万十町滞在型市民農園に係る指定管理者の指定について

第 3 9 議案第 3 3 号 四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定について

第 4 0 議案第 3 4 号 平成 2 5 年度四万十町一般会計予算

第 4 1 議案第 3 5 号 平成 2 5 年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算

第 4 2 議案第 3 6 号 平成 2 5 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算

第 4 3 議案第 3 7 号 平成 2 5 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算

第 4 4 議案第 3 8 号 平成 2 5 年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算

第 4 5 議案第 3 9 号 平成 2 5 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算

第 4 6 議案第 4 0 号 平成 2 5 年度四万十町介護保険事業特別会計予算

第 4 7 議案第 4 1 号 平成 2 5 年度四万十町簡易水道事業特別会計予算

第 4 8 議案第 4 2 号 平成 2 5 年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

第 4 9 議案第 4 3 号 平成 2 5 年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算

第 5 0 議案第 4 4 号 平成 2 5 年度四万十町下水道事業特別会計予算

第 5 1 議案第 4 5 号 平成 2 5 年度四万十町水道事業会計予算

第 5 2 陳情

~~~~~

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 5 2 まで

~~~~~

出席議員（19名）

2 番	榎 野 章 君	3 番	田 邊 哲 夫 君
4 番	岩 井 優之介 君	5 番	中 屋 康 君
6 番	津 野 吉 得 君	7 番	山 上 利 嗣 君
8 番	緒 方 正 綱 君	9 番	橋 本 保 君
1 0 番	堀 本 伸 一 君	1 1 番	林 健 三 君
1 2 番	山 岡 義 正 君	1 3 番	吉 村 アツ子 君
1 4 番	下 元 真 之 君	1 5 番	下 元 昇 君
1 6 番	森 健 吉 君	1 7 番	酒 井 祥 成 君
1 8 番	竹 内 常 喜 君	1 9 番	岡 峯 久 雄 君
2 0 番	宮 地 章 一 君		

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠 席 議 員（ 〇 名 ）

～～～～～～～～～～～～～～～～

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	高 瀬 満 伸 君	副 町 長	渡 部 睦 君
政策監（医師確保）兼十和大正診療所事務長	左 脇 淳 君	会 計 管 理 者	林 正 憲 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋 口 寛 君	企 画 課 長	森 武 士 君
商工観光課長	宮 地 正 人 君	管財契約課長	仲 治 幸 君
税 務 課 長	敷 地 敬 介 君	農林水産課長	熊 谷 敏 郎 君
建 設 課 長	佐 竹 一 夫 君	環 境 課 長	山 脇 一 生 君
町 民 課 長	柴 久 幸 君	健康福祉課長	市 川 敏 英 君
上下水道課長	高 橋 一 夫 君	教 育 委 員 長	中 岡 全 君
教 育 長	宮 崎 勲 君	教育次長兼学校教育課長	岡 澄 子 君
生涯学習課長	野 村 和 弘 君	農業委員会会長	林 幸 一 君
農業委員会事務局長	永 尾 一 雄 君	代表監査委員	松 本 悟 志 君
総務課財政班長	大 元 学 君		
大正総合支所			
支所長兼地域振興課長	武 内 洋 介 君	産業建設課長	下 藤 広 美 君
町民生活課長	山 川 明 彦 君		
十和総合支所			
支所長兼地域振興課長	岡 本 順 一 君	産業建設課長	林 久須男 君
町民生活課長	杉 内 和 一 君		

～～～～～～～～～～～～～～～～

事 務 局 職 員 出 席 者

議会事務局長	田 辺 卓 君	次 長	武 田 枝 里 君
臨時事務補助員	西 川 香 穂 君		

～～～～～～～～～～～～～～～～

午前9時30分 開会

○議長（宮地章一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより平成25年第1回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により7番山上利嗣君及び11番林健三君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては一昨日の3月4日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長岡峯久雄君。

○議会運営委員長（岡峯久雄君） おはようございます。

一昨日の3月4日に議会運営委員会を開催し、平成25年第1回四万十町議会定例会の会期日程は本日3月6日より3月14日までの9日間と決定をいたしましたので、ご報告申し上げます。

○議長（宮地章一君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は本日の3月6日から3月14日までの9日間であります。

お諮りします。

平成25年第1回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、平成25年第1回定例会の会期は本日から3月14日までの9日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定などにつきましてはお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査、行政監査の

報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告があっております。事務局に保管してありますので、適宜閲覧願います。

次に、町長から四万十町行政評価条例第11条の規定による平成24年度行政評価結果の報告があっております。事務局に保管してありますので、適宜閲覧願います。

次に、各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選について報告いたします。

総務常任委員会委員長山岡義正議員、副委員長津野吉得議員、教育民生常任委員会委員長堀本伸一議員、副委員長下元真之議員、産業建設常任委員会委員長林健三議員、副委員長槇野章議員、広報広聴常任委員会委員長岩井優之介議員、副委員長中屋康議員、議会運営委員会委員長岡峯久雄議員、副委員長中屋康議員、以上のとおりでございます。

次に、会議規則第129条議員の派遣について、その結果を報告します。

平成25年1月2日水曜日に、窪川四万十会館で行われました四万十町成人式に議長ほか15名の議員が出席しました。

平成25年2月5日火曜日に、高知県公安委員会への要望書提出に橋本総務常任委員長ほか6名の議員が出席しました。

平成25年2月25日月曜日に、県知事及び県議会正副議長への就任あいさつに議長及び橋本副議長が出席しました。議長会の件につきましても、お手元に配付しておりますのでご了承願います。

次に、表彰受賞について報告します。

平成25年2月25日に、高知共済会館で開催されました高知県町村議会議長会第64回定期総会の場で、自治功労者表彰式が挙行され、議会議員15年以上在職者で、橋本保議員、堀本伸一議員、竹内常喜議員が表彰されました。誠におめでとうございます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第4 所信表明・行政報告を行います。

町長より所信表明・行政報告を行いたい旨の申し出があっております。

これを許可します。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 皆さん、おはようございます。

それでは、本日議員の皆さんのご出席をいただきまして、平成25年3月町議会定例会

が開催されますこと、厚くお礼を申し上げます。

開会に当たりまして、平成25年度に向けました所信表明並びに12月定例会以降の主要な行政運営等に関しまして何点かご報告を差し上げます。

昨年末の政権交代によりまして、安倍新内閣がスタートして2か月余り。低迷をしておりました経済再建の期待感から日本経済は円安と株高の方向に進んでおりますが、高知県あるいは四万十町のような地方におきましては、その恩恵さえまだまだ遠い感がいたします。

経済の活性化に対しては大きな期待を持つものでございますが、TPPへの参加表明、あるいは少子化等による農林業後継者の減少など、本町にとっての展望は決して明るいとは言えません。

そのような中で、早いもので間もなく四万十町が誕生をいたしましてから8年目を迎えますが、この間、新町まちづくり計画、総合振興計画にのっとり、「山・川・海、自然と人が元気なまちづくり」に向け、町民の皆さんのご理解とご協力をいただき、取組を進めてまいりまして、合併後の大きなプロジェクト事業も庁舎建設と汚泥再生処理施設の完成をもって一定完了ということになります。そういう意味で、平成25年度は合併後のまちづくりの総仕上げの年と位置付けることができますが、これからはソフト面など真に自立する町を目指していく必要があろうと思っております。

昨年12月には待望の高速道路も本町まで開通をし、交通の便が格段に改善をされた反面、ストロー現象によって買い物客が高知市周辺に流れる負の面も出てきております。全国的には魅力ある町四国一、田舎暮らしをしてみたい町全国第8位など、高い評価の本町ですけれども、イメージだけの町に終わらないように、活力あるまちづくりを目指していかなければなりません。

少子高齢化は依然として続いておりまして、人口の減少も進む中、6次産業化や本町の豊かな自然と地域資源を活用した若者の雇用の場の拡大、移住希望者の受入れ整備などによって、人口減少に歯止めをかけ、逆に人口増の町を目指していく必要があろうと思っております。

若者定住・移住促進では町産材を活用した住宅を整備し、一定期間居住すればその住宅を払い下げて永住をしてもらうことも25年度中に本格的に検討してまいりたいと考えております。

また、町内の電力はできるだけ町内で供給するということを目指しまして、家庭におけ

る太陽光パネルの設置に対する支援、そういったものも継続をしながら、大規模太陽光発電所の設置や小規模の森林資源を生かしたバイオマス発電、小水力発電の可能性も探っていきたいと考えております。

新しいスタートを切る四万十川財団や流域市町とも連携もしながら、四万十川の再生にも取り組んでいかなければなりませんし、南海トラフ巨大地震に備えるために、海岸部の津波対策の加速化、山間部における山崩れや一軒家のがけ崩れ対策等も国や県への要望活動も併せて取り組んでいく必要がございます。

地域自治区の設置、観光基盤の整備、高齢者福祉など25年度に取り組まなければならない課題が山積をしておりますが、1期4年の最後の年として、安全・安心で若者が希望の持てるまちづくりを具現化していくための取組を進め、名実ともに住んでみたい町、住み続けたいまちづくりに向け職員とともに取り組んでまいりますので、町民、議会の皆様のご支援をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、四万十町当初予算、平成25年度当初予算の編成方針及び概要につきましてご説明、ご報告を申し上げます。

初めに、本町の予算編成の目安となります国の予算案でございますが、昨年12月に執行されました衆議院議員総選挙の影響に伴いまして、通常は12月下旬に閣議決定される政府予算案が年明けにずれ込むといった状況の中で、日本経済の再生に向け、緊急経済対策に基づく補正予算と一体的に編成をされました一般会計の総額は9兆6,115億円と過去最大級の予算規模となっております。また、緊急経済対策を柱とする平成24年度の補正予算案を合わせた15か月予算では100兆円を上回る規模となっております、東日本大震災からの復興に最優先で取り組むとともに、景気回復のための公共事業や企業支援による切れ目のない経済対策の実行に向けた予算案となっております。

一方で、本町の予算編成におきましては、現在も国の予算動向が不透明な状況にある中、県予算の動向も含め、歳入等の見通しがつきにくい中での予算編成作業となりましたけれども、急激に進む少子高齢化への対応や、昨年12月の高速道路延伸を契機とした交流人口の拡大と地域経済の浮揚に向け、四万十町に生まれ、暮らして良かったと思えるまちづくりに積極的に取り組んでいかなければなりません。

このような情勢のもと、本町の平成25年度当初予算編成では、合併後の第2期まちづくりステージの2年目といたしまして、これまでの取組実績や評価等を踏まえながら、時代のニーズに対応した四万十町でしかできないまちづくり5本の柱を着実に推進をしてい

くとともに、本町の目指す将来像に向けて引き続き財政健全化努力を堅持しつつ、選択と集中の理念のもと、質の向上と歳出の合理化・効率化・重点化に最大限努めたところでございます。

その結果、公約でもありますまちづくり推進事業を中心に、前年度から本格化をいたしました本庁舎や汚泥再生処理センターの建設、南海地震対策への取組強化や、高速道路延伸に伴う交流人口の拡大と移住対策の推進、6次産業化へのステップアップなど、緊急かつ重要な課題解決に向けて重点的に取り組むこととした25年度一般会計当初予算額は174億9,200万円となり、前年度当初比で28億3,900万、19.4%の増となっております。

また、国におきましては平成25年1月11日に閣議決定されました日本経済再生に向けた緊急経済対策に基づきまして、平成24年度において大型の補正予算が編成をされ、成立をいたしました。

本町といたしましても、今回の緊急経済対策を効果的に活用し、平成25年度当初予算に計上予定でありました公共事業の前倒し等によりまして、緊急の課題となっております各種事業の早期完了と地域経済の底上げを図ろうとするもので、3月の補正予算に計上いたしております予算額のうち、今回の国の補正予算に関連する事業費の総額は9億9,808万円となっており、これを合わせました13か月予算では総額184億9,008万円、前年度当初比で38億3,708万円、26.2%の大幅な増となっております。

次に、平成24年度への前倒し分を除く、25年度当初予算の主な事業内容についてご説明を申し上げますと、大型の公共施設整備関連では、前年度から本格化をいたしました本庁舎の建設や汚泥再生処理センターの本体工事が最終年度を迎えるとともに、認定こども園たののの建設や十和総合支所複合施設の周辺整備、そのほか平成24年度の3月補正予算に計上いたしました大正総合支所耐震改修事業など、合併時からの懸案事項でありました大規模施設の整備につきましては平成25年度末で一定完了する予定となっております。

南海地震対策では、興津・志和地区への津波避難路の整備や、志和地区への防災拠点広場の整備を始めとした津波避難対策を中心としまして、自主防災組織の育成強化や消防施設・設備の充実強化など、平成24年度の3月補正予算に計上した関連予算と合わせまして、対策の強化と事業の加速化による早期完了に向けて積極的な取組を進めてまいります。

交流人口の拡大と移住促進対策では、昨年12月の高速道路延伸を契機といたしまして、

観光交流施設の改修や各種イベント等の開催、ホビートレインのラッピングやひろめ市場  
広告看板の掲示といった四万十町のPR事業をはじめ、移住希望者を対象としたモニター  
ツアーの開催や、住宅改修への補助、そのほか企業誘致に向けた工業団地の適地調査など、  
交流人口の拡大と移住促進に向けた積極的な取組を進めてまいります。

雇用対策では、国の交付金を活用した県の基金事業や、県の補助金事業として昨年度か  
ら始まりました産業振興推進ふるさと雇用事業をはじめ、四万十町独自の取組として過疎  
債ソフト枠を活用した四万十町雇用創出事業などを最大限に活用し、引き続き地域の雇用  
対策を講じてまいります。

産業振興におきましては、本町の基幹産業である農林水産業の振興を図るため、加工施  
設建設に向けた四万十町まるごと6次産業化構想の具体化に向けた取組を進めるととも  
に、農林水産業や商工業への支援策につきましても、これまでと同様に引き続き支援を行  
い、地域産業の底上げに寄与してまいります。

その他、福祉関係では、出産から子育て、高齢者等への地域福祉の充実など、所要額に  
ついて引き続き措置をいたしますとともに、町道等の生活環境基盤の整備や、学校施設の  
環境改善、住民との協働による地域活性化づくりに向けた地域おこし協力隊員の増員など、  
生活の安心から地域活力の向上まで様々な分野での取組を進めてまいります。

一方、歳入面におきましては、町税の減収見込みに加え、普通交付税では公債費の増加  
に伴う交付税の増額を見込む一方で、地方公務員の給与削減を視野に交付税額が削減をさ  
れておりまして、いまだ不透明な部分も多いことから、前年度当初に比べて一定の減少を  
見込んだ計上といたしております。また、国及び県支出金などの特定財源を積極的に活用  
をするとともに、本庁舎建設等の大型事業に対応するため、施設等整備基金5億1,90  
0万円や財政調整基金2億円等を繰り入れることによりまして、財源調整を図ることとい  
たしております。

この結果、平成25年度末における一般会計の積立基金残高は56億7,053万円。  
町債残高は228億9,541万円を見込んでおります。

なお、町債残高につきましては、平成25年度末をピークに今後も高水準で推移をする  
見込みでありますけれども、有利な地方債と基金の積み増しなどによりまして財政の健全  
化は維持できる見通しでありまして、引き続き収支の均衡、債務残高の圧縮、将来への備  
えの3つの基本姿勢のもと、効果的で効率的な財政運営に努めてまいります。

また、一般会計予算のほか、10の特別会計と水道事業会計を合わせました全12会計

の予算規模は、重複分を差し引きしますと、前年度当初比で30億2,152万2,000円、14.6%増の236億6,689万円となったところでございます。

次に、高速道路の延伸によります交流人口の拡大についてご報告を申し上げます。

高速道路の延伸から約3か月が経過をし、開通効果によりあぐり窪川では来客数、売り上げが約2倍に増加をするとともに、周辺の販売店やレストランも同様に売り上げが伸びている一方で、いまだ十和地域の道の駅などでは顕著な変化は見られない状況でございます。四万十町への観光客増加など、本来の高速効果はむしろこれから夏にかけてましてがピークとなると考えており、本年度内には町内主要観光施設に観光案内板の設置も完了し、食のどんぶり街道の加盟店も増加をさせるなど、町内全域へと観光客の流れをつくっていく取組を加速させてまいります。

また、ホビー館は一昨年オープンから14万3,000人が全国から来場していただいておりますが、現在は改修工事のため休館し、3月16日のリニューアルオープンに向け館内の展示入れ替え作業を実施しております。改修後は企画展示室、ジオラマ教室、野外ステージなど整備を充実しまして、四万十町を代表する観光拠点施設として、県内外を始め全国への観光客誘致に向け情報発信をしていきますとともに、四万十町を見て、食べて、体験をしていただき、何度も何度も訪れていただく四万十町のファンの獲得に取り組み、通過点だけでなく、滞留・滞在してもらえる町を目指していきます。

続きまして、庁舎の建設の進捗状況についてご報告を申し上げます。

本庁舎建設事業につきましては、平成24年9月議会におきまして東西両庁舎それぞれの工事区分ごとに契約議案の議決をいただき、速やかに建設工事に着手をしたところであります。

工事の進捗状況としましては現在、東西両庁舎とも基礎掘削工事を終え、免震装置の設置に取り掛かろうとしております。大きなトラブルもなく順調に推移をしており、3月末の進捗率は西庁舎で約16%、東庁舎で約20%を見込んでおります。

今後の予定といたしましては、今議会に提案をしております土讃線窪川駅東西自由通路新設工事に係る協定の締結を議決いただきましたならば、4月早々に自由通路建設工事に係る町施工分の基礎工事に取り掛かりますとともに、太陽光発電設備工事や防災備蓄倉庫建築工事の発注を順次行いまして、当初予定の平成26年2月中の竣工を目指してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、地域自治区の設置に向けた取組についてご説明を申し上げます。

地域自治区の創設に向けた取組につきましては、平成２３年１０月１１日に設置をいたしました四万十町地域自治区検討委員会により、四万十町における地域自治区の在り方の検討と、四万十町にふさわしい地域自治区制度の原案の作成を進めてまいりました。これまで議会の皆様との情報共有も図りながら、計１２回の検討委員会を開催いたしております。昨日開催をされました第１２回検討委員会において、中間答申書が提出をされたところであります。

全国的に事例の少ない地域自治区の制度化につきましては、より具体的な制度案を作成した上で、懸案されます課題を十分に精査をし、再度幅広い視点から検証をしていく必要がございます。

今回ご提出をいただきました中間答申書には、四万十町の地域自治区の区割りに対する考え方や、事務所の位置、地域協議会の委員の定数、選任方法、報酬、権限等について提言をいただいております。今後はこの内容を十分に踏まえまして、先進地の事例や各地区地域審議会等の意見などもお伺いしながら、町としての具体的な制度案の作成に取り組み、本町にとって最もふさわしい地域自治区創設を目指したいというふうに考えております。

続きまして、地域おこし協力隊の配置についてご報告を差し上げます。

地域おこし協力隊制度につきましては町の広報誌やケーブルテレビ、四万十市と本町を舞台にしたテレビドラマによってもご承知のことと存じますが、地方自治体が委嘱を行う隊員が地域での生活と各種の地域活動に取り組む制度でございます。

前住所が３大都市圏をはじめとする都市地域にあることが隊員の要件となっております。人件費等の必要経費に対し、特別交付税が最大３年間措置されるものであります。

四万十町ではこの制度を活用いたしまして、平成２４年８月に大正地域１名、十和地域１名の隊員を採用し、各総合支所を拠点に活動をしていただいておりますが、新たに２５年４月から窪川地域に２名の隊員を採用することといたしました。

採用に当たりましては、昨年１２月から町のホームページや移住・交流推進機構を通じて全国的に募集を行うとともに、高知県庁や県内の関係市町村とタイアップをして、東京都及び大阪府に職員が出向き説明会等の開催もしてきたところでございます。

その結果、全国各地から多くの問い合わせと、最終的に１０名の応募がございまして、一次選考、二次選考を経て、現在２名を採用決定するに至っております。今後、この２名の隊員は本庁舎を拠点とし、防災機能の充実と併せて地域コミュニティ機能の強化が急がれる志和地区の地域づくりと、高速道路延伸によって交流人口増加が期待をされる反面、

ストロー現象等で衰退が危惧をされております台地部及び山間部の地域づくりを具体的な任務としておりますが、余り一つのテーマにとらわれることのないように、隊員の持つ特性を生かしながら、4名が連携をして活動できるよう配慮をしていく予定でございます。

大正・十和地区担当の隊員採用の際にもご説明をいたしましたが、まずはより多くの方に隊員の顔を覚えていただくことが重要となってまいります。町といたしましても広報誌やケーブルテレビ等を通じた周知を行ってまいります、議会や住民の皆様からも積極的なお声かけをお願いを申し上げます。

続きまして、生活交通の再編についてご報告を申し上げます。

生活交通再編に係る取組につきまして、これまでの経過と今後の方向性をご報告いたしますと、本町の生活交通再編は、平成20年度から21年度にかけて策定をいたしました四万十町生活交通再編基本方針・行動計画に基づき取組を進めているところでございます。この計画の基本的な考え方は、高齢者等の交通弱者の移動手段の確保を重点課題と捉えまして、旧町村間の移動は鉄道が担い、旧町村内の移動は主に路線バスが担う仕組みを再構築するものでございます。

特に過疎化や高齢化が進行をいたしております山間集落の地域住民において、日用品の購入や一次医療機関へ通院するための移動手段の確保を喫緊の課題として、週1便頻発運行、1回乗車100円バスの本格運行を十和・大正地域で行っているところでございます。多くの方にご利用をいただいておりますことから、買い物や通院などの移動手段の1つの形として定着をしてきたというふうに考えております。

現在、窪川地域につきましても生活交通再編に向けた取組を始めており、24年度につきましてもは、まずは地域の実情を把握するために交通空白地域を中心に地域交通座談会を実施し、公共交通についてのニーズ調査等を行ったところであります。この調査をもとに、25年度につきましてもは交通空白地域、買い物等にお困りの交通弱者がいる地域を選定して、コミュニティバスの試験運行による乗車調査等、高南観光自動車管内の交通再編を目指してまいりたいと思っております。

続きまして、再生可能エネルギーへの取組についてご報告をいたします。

ここしかできないまちづくり5本の柱の1つといたしまして、私の公約でもあります自然環境を循環させ、環境にやさしいまちづくりを進めるために、再生可能エネルギーを導入することといたしております。

また、平成23年の3.11東日本大震災以来、再生可能エネルギーへの転換、エネル

ギーの地産地消といったことが重要であるとの認識が急速に広がっておりまして、本町では再生可能エネルギーの利用推進を着実に推進するため、次のような取組を行っております。

まず、温室効果ガスの削減を図るため、興津地区の園芸ハウス用木質ペレットボイラーを平成21年度18基設置をいたしまして、本年度に6基新たに導入をする予定であります。

次に、過疎債の特別枠として地球温暖化対策設備の設置費に係る補助事業を23年度から5年間町単独事業として実施をしているところでございます、本年度末までの2年間の累計で太陽光発電設備138件、1,200kw、太陽熱温水器80件、自然冷媒式ヒートポンプ給湯器255件が設置をされる見込みでございます。

また、小水力発電につきましては、設置有望地点の調査及びモデル的設置に要する経費として25年度予算にも計上させていただいているところでございます。

このように再生可能エネルギーの推進に積極的に取り組んでおりますが、その取組の1つとして今回、東又地区にある町有地の一部を活用し、約2,000kwの太陽光発電（メガソーラー）を設置することとなり、本日協定書の締結をする予定となっております。事業者は町内の事業者で、高知エコエネルギー株式会社となっており、町有地を貸付け、準備が整えば4月ごろに工事に着手、早ければ8月ごろから売電開始となる予定となっております。

今後も間伐材を利用したバイオマス発電や小水力発電など、再生可能エネルギーの利活用に向け、町内業者と連携をして積極的に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、アンテナショップ四万十の蔵の現状についてご報告を申し上げます。

「四万十町をまるごと召し上がれ」をコンセプトに昨年の7月末のオープン以来、本町の主要生産物であります米をはじめ、新鮮でおいしい野菜や果物、また原木シイタケなど町内の特色ある豊かな食材などを高知市内の消費者に提供する店として、また、イベントの情報や様々なお知らせを行う町の情報発信施設として、これまで年始以外、終日営業をいたしております。

まず店舗の販売額であります、7月末のオープンの日から2月末までの累計額は2,592万円となっており、1日の平均では約12万2,000円の売り上げとなっております。これをもとに3月末までの販売額を推測いたしますと、3,000万程度になる見込みで、目標の5,000万円の約60%となる見込みでございます。

また、来店者といましては高知市の皆様をはじめ、県外の方も含め、累計で３万３、６２９人の方にご来店をいただき、１日平均では約１５９人となっております。販売額等が伸び悩み、苦戦を強いられております主な要因といましては、本町が店舗を構えております場所はＪＡの「とさのさと」をはじめ、県下各地の直販所がひしめく地域でございますため、消費者の心をうまく捉え切れていないということが考えられます。今まで以上にご利用をいただく方に魅力ある店と感じていただくように、関係者の知恵を絞り、あらゆる対策を講じながら今後の巻き返しを図っていきたいと考えております。

平成２５年度の行政運営に望み、予算編成を中心に所信表明、そして行政報告の一端を述べさせていただきました。

平成２４年度も間もなく終わりを迎えようとしておりますが、町民の皆様や議員各位のご理解ご協力により、当初予定をいたしておりました事業も概ね順調に執行できておりますが、平成２５年度に向けては公平・公正をモットーに行政運営に取り組んでまいります。今議会には平成２５年度予算など多くの議案を提案いたしておりますけれども、今後も安全・安心なまちづくりに向けまして、なお一層のご理解ご協力をお願い申し上げ、所信表明・行政報告とさせていただきます。

○議長（宮地章一君） これで町長の所信表明・行政報告を終わります。

これより、議案を順次提案いたします。

日程第５ 報告第１号から日程第８ 報告第４号までを報告後、日程第９ 議案第１１号及び日程第１０ 議案第１２号の２議案と、日程第１１ 議案第３号から日程第１８ 議案第１０号までの８議案を上程・説明・審議・採決後、日程第１９ 議案第１３号から日程第５１ 議案第４５号までの３３議案は提案理由説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。日程第５２ 陳情はそれぞれ所管の常任委員会に付託を予定しております。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第５ 報告第１号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）報告を行います。

提出者の報告を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、報告第１号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

本報告につきましては、旧打井川小学校校舎耐震補強及び改修工事に係る工事請負契約の一部を変更する契約を締結したものでございます。

変更の主なものといたしましては、耐震強度確保のため屋根部材の補強の追加及び1階展示室部分の間仕切りの追加により、照明機材や建具、展示用品の仕様変更による増額と、屋外ステージ等へのバトン設置や屋外付帯工事の追加による増額、連絡通路の仕様変更による建具等の減額を精査いたしました結果、工事費が361万5,150円の増額となったものでございます。

この工事契約金額の変更に伴い、工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） これで提出者の報告を終わります。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 今、町長から専決処分の報告をいただきました。

打井川の旧打井川小学校校舎耐震補強及び改修工事について、今、変更理由の中で、耐震強度の確保のため屋根補強追加という形になってますが、もともとこれは、今言いましたように、耐震補強の改修工事であるわけです。なのに、この変更の理由で強度の確保のためということは、当初設計をしたけれども、なお一層の強度の確保なのか、もともと設計では耐震強度が確保されてなかったと、だから今回専決処分の中で屋根補強と内部仕様の変更で183万5,000円ですが、そういう専決処分の内容なのか。もう少し、わざわざ耐震補強工事なのに、耐震強度の確保のためという、その理由がよく分かりません。ご説明をお願いします。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長宮地正人君。

○商工観光課長（宮地正人君） 当初、屋根のほうに30kgぐらいのイメージの人形を予定しておりましたけれども、実際につけることになったときには、風等のことも入れますと200kgぐらいの耐震が必要ということになりまして、そのために下の柱も含めて補強をしたということでございます。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 今、担当課長から答弁いただきましたけれども、当初は屋根に30のイメージキャラクターながでしょうか、を計画になかったけれどもいう形ですか。今

（観光商工課長宮地正人君「予定してます」と呼ぶ）

ちょっと待って。だから、予定してて、それで設計をしたわけでしょう。それでなおかつ今回はその強度に耐え得ることができないということが分かって、そういう補強を専決処分をしたのかどうなのかということが、今、答弁聞きよっても分かんわけです。

当初に計画をしてたと、しかし足らんかったのかということなのか、1階の柱まで替えたということは。設計をしておきながら、なぜ今回替えないかんがですか。それが分かりません。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長宮地正人君。

○商工観光課長（宮地正人君） すみません。説明がまずかったと思います。

当初のイメージキャラクターが30kgという形で補強を予定してましたけれども、実際は200kgということで、当初では耐えれないということで追加をしたということでございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第6 報告第2号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）、日程第7 報告第3号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）、日程第8 報告第4号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）を一括報告とします。

提出者の報告を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、報告第2号、報告第3号及び報告第4号の専決処分の報告について、一括してご説明を申し上げます。

本報告につきましては、平成23年度十和複合施設建設工事の建築主体、電気設備及び機械設備につきまして、工事請負契約の一部を変更する契約を締結したものでございます。

まず、報告第2号建築主体に係る工事の変更内容でございますが、建物南側に設置をするウッドデッキに使用する木材を外国産材であるウリン材を当初予定をしておりましたが、町産材を用いることを基本といたしておりましたので、ヒノキ材に変更をいたしたところでございます。また、地盤改良固化剤の数量変更や喫茶室の厨房レイアウトの変更、点字ブロックの個数変更などを合わせまして、工事費が33万4,950円の減額となっ

たものでございます。

続きまして、報告第3号電気設備に係る変更内容でございますが、当初の計画では電話機本体を購入する予定でありましたけれども、本庁舎の建設に伴い全庁的に電話機契約の見直しを図ることといたしたため、今回は購入を取りやめ、リース契約に変更をいたしました。また、電話機のリース契約への変更に伴いまして、端子盤の変更を行ったことなどを合わせまして、工事費が138万8,100円の減額となったものであります。

続いて、報告第4号機械設備に係る変更内容でございますが、合併浄化槽を国道を挟んだ施設の南側に設置する予定で掘削をいたしましたところ、流入管布設予定の高さに水道管がございまして、流入管及び浄化槽の位置を予定より深く設置をすることとしたため、浄化槽スラブを二重構造といたしました。また、購入用地を掘削したところ、隣家の排水管等が埋設をされておりましたため、その排水管のルート変更を行ったものでございまして、工事費が239万2,950円の増額となったものでございます。

以上、3件の工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

○議長（宮地章一君） これで提出者の報告を終わります。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それでは、報告第2号と報告第4号について、今の町長の報告を受けて質問してみたいと思うわけですが。

かねてから町長も、議会もですが、できるだけ町内産を活用した公共施設であるべきだという概念で様々な公共施設、町内産の木材をふんだんに使うということでしたけれども、非常に今回、町長の今の報告の内容を聞いておっても、なぜ当初の設計で外国産のウッドデッキとしてウリン材、どこの産か分かりませんが、今更ヒノキ材に変更しようという。基本的な考え方は当初の設計図の内容を十分内部での調査をしてない、検討もしてないということの現れではないかなと私は考えますが、その点、町長はどうお考えでしょうか。

第4号については、大体今、町長からの変更理由内容については理解できたかなというふうに思っていますが、ただ、浄化槽を設置するに当たって深く床掘りをしたという内容でした。二重スラブということの内容が、ちょっと意味が分かりません。もう少し内容を深めてほしいというふうに思いますが、よろしくお願いします。

○議長（宮地章一君） 十和総合支所長岡本順一君。

○十和総合支所長兼地域振興課長（岡本順一君） お答えをいたします。

まず最初、ご質問いただきましたウリン材のことに關してでございますけれども、当初の設計で外部の雨の当たる部分につきましては、そのウリン材そのものが非常に腐りにも強く、耐久性もあるということで当初選んでおりましたけれども、これまでの道の駅であったり、そういうところのヒノキ材を利用した、そういう部分への利用も考えまして、十分に耐え得るということがございましたので、ウリン材からヒノキ材に変更したところでございます。

それともう一件、4号のほうでございますが、二重スラブでございます。これにつきましては、当初、防火槽の天端の位置を国道の位置と同じレベルで設計をしておりまして、その国道の位置より床面で60cm高い、総合支所からトイレの水などが自然流化で入る位置に設計をしておりました。

そういう設計をしておったわけですが、国道を横断するということで国道を掘削しましたところ、ちょうど流入管が通る位置に水道管、それと近隣の家屋への排水パイプ等が複雑に配置をされておりまして、それを避け得ることが難しいということになりましたので、その流入管よりか低い位置に流入管を設置いたしまして、浄化槽を低く設置いたしました。

低く設置をしても、中にポンプをかませば高い位置にまた戻して、位置的には確保できるがですけども、この施設そのものを避難施設として位置付けておりまして、停電等になるとポンプが使えなくなってトイレが使えなくなるということも考慮いたしまして、もとの国道と同じ高さの位置に上げるのでは今後利用ができないということがありましたので、深い位置に設置し、そのまま二重に、マンホールの位置等を国道の位置と同じ高さにしたために二重スラブとなったものです。それで、そのあとの、二重スラブをした上のことにつきましては、用地的にもかなり十和総合支所近辺少なく、用地的にも少ないこともありまして、駐車場として利用する予定をしておりますので、その用地も確保したところでございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 報告2号については、実績からこの辺使っても大丈夫だということとで替えたということですが、実績が以前から分かっていると思いますが、できるだけ当初の変更がないようにしっかりと設計をしてほしいなと思ってました。

4号ですが、大体分かりました。ただ、二重スラブすることによって、いわゆる天端から水位までものすごく高さが出てくるわけですね。一つの浄化槽の設置基準というのがあるはずなのですが、それはクリアできたかなということだけ疑問に思いましたので、その点聞いたところです。その点分かれば。

○議長（宮地章一君） 十和総合支所長岡本順一君。

○十和総合支所長兼地域振興課長（岡本順一君） 高さ的なことにつきましては、約50cmぐらい下がっておりますけれども、それで十分クリアできたというふうに監督者のほうからは聞いております。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第9 議案第11号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第11号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、人権擁護委員戸田利丕氏が平成25年6月30日に任期が満了することに伴う後任者について、高知地方法務局長から推薦依頼に対するものでございまして、引き続き戸田氏を推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものでございます。

戸田氏は、平成12年11月1日より四万十町の人権擁護委員として、また、須崎人権擁護委員協議会においては会長に選任をされるなど幅広く活躍をされており、地元打井川地域におかれましても区長を務めるなど地域の人々の信頼も厚く、人権擁護委員として最適任であると確信をするものでございます。ご審議の上ご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

この議案につきましては質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、質疑・討論は省略することに決定いたしました。

これより議案第１１号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

この表決は起立により行います。

四万十町打井川３０７番地、戸田利丕君を適任とする意見の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、戸田利丕君を適任とすることは可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第１０ 議案第１２号町道路線の認定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第１２号町道路線の認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、（窪川）整理番号５８０、志和上島ケ内線でございます。

当路線につきましては、県道中土佐佐賀線と町道志和大屋敷和田線を結ぶ地域の生活道として利用されておりますことから、町道に認定をし、維持管理を行おうとするものでございます。

次に、（窪川）整理番号６８７、若井川堂免線でございます。

当路線につきましては、路線沿線上に住家が３戸存在をし、地域の生活道として利用されておりますことから、今回町道に認定をし、維持管理を行おうとするものでございます。

続いて、（十和）整理番号３２０６８、平野駄馬線、（十和）整理番号３２０６９、奈路瀧山線、（十和）整理番号３２０７０、新開奈路線でございます。

この路線につきましては、路線沿線上に住家が点在をし、地域の生活道として現在も広く利用されておりますことから、町道に認定をし、維持管理を行おうとするものでございます。

以上５つの路線の町道の認定につきまして、道路法第８条第２項の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上ご決定をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第１２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１２号町道路線の認定についてを採決します。

議案第１２号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１２号は原案のとおり可決されました。

ただいまより暫時休憩します。

午前１０時３０分 休憩

午前１０時４１分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第１１ 議案第３号平成２４年度四万十町一般会計補正予算（第５号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第３号平成２４年度四万十町一般会計補正予算（第５号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は主に、平成25年1月11日に閣議決定をされました日本経済再生に向けた緊急経済対策を盛り込んだ国の補正予算（第1号）に伴う事業が中心となっておりまして、国や県の補正予算に伴う緊急経済対策を効果的に活用して、平成25年度の当初予算に計上予定でありました公共事業の前倒し等により、緊急の課題となっております各種事業の早期完了と地域経済の底上げを図ろうとするものでございます。

なお、予算書と併せてお配りをしております予算説明資料に該当する事業の一覧表を掲載いたしておりますが、主なものとしたしましては、大正総合支所庁舎の耐震改修部分や南海地震津波避難対策、町道改良事業、路面及びトンネルの点検・調査といった事前防災・減災関連等の公共事業が中心となっております。

なお、今回の国の補正予算案に伴う補助対象事業につきましては、今回限りの特別の措置としたしまして、地方負担額等をベースに地域の元気臨時交付金が交付をされることとなっており、そのほかにも地方債や交付税措置等により所要の財政措置が講じられることとなっております。

これによりまして、今回の補正予算計上額のうち、国の補正予算（第1号）に関連をする事業費の総額は9億9,808万円となっており、このうち地域の元気臨時交付金の算定対象となる補助対象経費は約7億1,300万円、これに係る地域の元気臨時交付金は2億7,300万円程度を見込んだところであります。

なお、この臨時交付金につきましては平成25年1月12日以降に実施計画を作成し、24年度または25年度の予算に計上をした事業のうち、起債の対象となる地方単独事業等への充当や基金への積み立てが可能とされておりますが、今回の補正予算に計上した24年度の事業費には充当せず、25年度当初予算についても計上を見送り、算定方法や交付の見込み額といった制度の詳細について今後確認を行ってまいりますとともに、交付金を充当する対象事業等について検討・精査をした上で財源の組替え等も含め、25年度補正予算での計上を予定いたしたいと思っております。

その他、各費目に計上をしております事業費の確定見込みによる精査や、効率的な事務経費の執行に努めたことによります各節の減額・組替えといった所要の予算措置を講じておりまして、大きなものとしたしましては普通建設事業費の減額並びに基金積立金の増額が主なものとなっております。

それでは、歳出の主な補正内容につきまして、国の補正予算関連の事業を中心に順にご説明を申し上げます。

初めに総務費でございますが、国の補正予算関連事業といたしまして、大正総合支所庁舎の耐震補強及びこれと併せて実施をします庁舎設備等の改修や、3階に設置する図書室等の整備に係る事業費として2億6,363万円を計上し、国の交付金に加え、合併特例債により対応することといたしております。なお、平成25年度への繰越明許により、25年度中の完成予定となっております。

また、そのほか今回の減額補正等により、これまでの留保財源に加え、新たな財源を確保することができ、また、今回が最終の補正でもあることから、既に取り崩しを予定いたしております財政調整基金繰入金2億円の振替を含め、今後の施設の大規模改修・修繕等に活用するために、施設等整備基金へ2億7,500万円を積み立てることとし、預金利子見込額等の見直しも含め、財産管理費の積立金に計上いたしたところでございます。

続いて民生費でございますが、9月補正予算で計上いたしました介護基盤緊急整備事業及び介護保険施設等開設準備支援事業補助金、計1億7,420万円につきまして、国の補助金を活用した基金事業である県の補助金が平成25年度まで延長されたことから、24年度の予算から全額を減額し、25年度に改めて計上しようとするものでございます。

次に、衛生費でございます。債務負担行為を設定し、実施をしておりました汚泥再生処理センター整備事業につきまして、建築確認に時間を要したことや、当初予定をいたしておりました水槽躯体部分の完成に遅れが生じ、出来高見込額に変更が生じたため4億920万円を減額し、25年度に改めて計上いたしております。

続いて農林水産業費でございますが、国の補正予算関連事業といたしまして、十和地区にある2か所の茶工場の統合及び機器の更新等に要する経費への補助金として2,575万円、県営土地改良事業及び県営農村災害対策整備事業の負担金として計1,400万円を計上いたしております。

またそのほか、森林総合研究所の内示を受けまして、分収造林受託事業委託料2,051万円を計上いたしたところでございます。

次に商工費でございますが、国の補正予算関連事業といたしまして、道の駅四万十大正の駐車場の拡張及び施設の改修などの周辺整備事業として6,000万円を計上いたしております。

またそのほか、こいのぼりの川渡し40周年記念事業として、こいのぼりやワイヤーロープの購入等に要する経費への補助金170万円を計上いたしております。

続いて土木費でございますが、国の補正予算関連事業といたしまして、町道の改良7か

所で合わせて1億3,090万円。新たに道路の路面性状やトンネル、のり面、付属物の点検調査委託料として800万円。従来から実施をいたしております木造住宅の耐震診断及び改修工事への補助金で計4,745万円。同じくブロック塀等の対策補助金として100万円を計上いたしますとともに、新たに第一避難所である集会所のうち、耐震診断の対象となります木造62か所、非木造2か所の集会所につきまして耐震診断を実施することとし、委託料として1,000万円を計上いたしております。

また、25年度に建設予定でありました黒石第3団地の公営住宅建設事業につきましても、前倒しにより、木造2階建て2棟4戸の建築費として5,313万円を追加計上いたしております。

次に消防費でございますが、国の補正予算関連事業といたしまして、興津地区の避難所を兼ねた防災活動拠点施設として興津第2分団消防屯所の移転整備や耐震性貯水槽の整備、また、興津及び志和地区の防災避難照明灯の設置や防災資機材の購入整備など、興津・志和地区の防災対策事業として計1億9,854万円を計上いたしております。

そのほか十川防災活動拠点施設として、十和総合支所複合施設の敷地内に整備いたします十川消防分団屯所の移転整備費として5,084万円。本庁舎及び下津井地区への耐震性貯水槽の設置、河内地区への消防道の整備といった消防水利施設整備費として2,800万円をそれぞれ計上いたしましたところでございます。

続きまして教育費でございますが、国の補正予算関連事業といたしまして、小学校の非構造部材の耐震化事業として、東又小学校と田野々小学校の校舎及び屋内運動場への強化ガラス等の整備費として2,075万円。中学校での夏場における学習環境の改善のため、既に整備が完了しております大正中学校を除く全中学校について、図書室及び普通教室等への空調設備費として8,609万円をそれぞれ計上いたしております。

また、そのほか学校及び生涯学習関連で必要な公用車の老朽化に伴い、買替え、追加購入といたしまして、公用車4台分の購入費を計上いたしております。

以上が歳出の主な内容でございますが、冒頭でも申し上げましたとおり、今回の補正予算に計上いたしました国の補正予算（第1号）に関連する事業費の総額は9億9,808万円となっております。

一方、国補正予算関連分を除く通常分につきましては、事業費の確定・精査等によりまして、合わせて9億8,508万円の減額となっており、国の補正予算に伴う増額分とはほぼ同じ増減幅となっております。

なお、これに新たに積立てを行う施設等整備基金への積立金２億７，５００万円を加えた２億８，８００万円が今回の補正額となったところであります。

一方、これを賄う歳入といたしましては、各事業の進捗状況等をもとに補助金、町債及び基金繰入金等の確定見込み額について精査を行いますとともに、国の補正予算関連事業に対する国庫及び県支出金、町債等の歳入を新たに見込みまして、それぞれ計上いたしております。

また、地方交付税につきましても、普通交付税の決定に伴う追加分１億８，０３９万８，０００円を計上いたしており、以上の結果、第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなったところであります。

以上の結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ２億８，８００万円の増額となっており、累計の予算総額は歳入歳出それぞれ１６２億４，６７０万円となっております。

続きまして、繰越明許費でございますが、国の補正予算関連事業で計９億９，８０８万円。そのほか十和総合支所複合施設建設事業や、津波避難対策推進事業などで計４億８，１０１万円。合わせて２９件、１４億７，９０９万円につきまして、地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費として第２表に記載のとおり計上いたしたところであります。

最後に、地方債の補正につきましては第３表に記載のとおり、各地方債の限度額を変更しようとするものでございまして、事業費の確定見込みなどにより減額となる一方で、国の補正予算関連事業に伴いまして１億８２０万円の増額となっております。

以上が補正内容の主な概要でございます。

新年度に向けた国の予算の動向などは現在も非常に不透明な部分がありまして、本町へ影響する部分も少なくはありませんが、国の補正予算に対応した事業を効果的に実施し、平成２５年度の当初予算と合わせまして、切れ目のない対策を講じることが地域産業の振興や雇用の拡大といった地域経済の景気の浮揚を図る上で非常に重要であると考え、引き続き積立基金等を活用した健全財政を維持しつつ、全庁挙げて取り組んでまいります。よろしくご審議の上ご決定をいただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

森健吉君。

○16番（森健吉君） 二点ほどお伺いをしてみたいと思います。

まず、ページ数50ページの商工振興費の件でございます。

商工業界においても大変冷え込んでおる中で、今回395万の減額になってるというように思っております。そして、同時に51ページの家地川小学校の利活用の件で、これまた114万6,000円の減額になっております。この中身について説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長宮地正人君。

○商工観光課長（宮地正人君） それでは、ページ50ページのまず商工業振興助成金マイナス395万についてご説明をさせていただきます。

当初1,000万を組んでおりました。商工会を始め広報による周知も行いましたけれども、高速道路前の前年度の申込みが集中したことも減少の要因だと分析しております。引き続き、平成25年度当初予算には1,000万を計上したいとは思ってまうけれども、利用者の増加には努めたいと考えております。

それから、51ページの家地川小学校の利活用基本計画策定委託料をマイナス114万6,000円です。これにつきましては、本年度家地川の小学校を含めた利活用ということでワークショップを行いまして、委託先はいなかパイプでございましたけれども、取りまとめを行っていただいているところでございます。減額というのは、当初300万予定していたものが、入札の結果安くなったという形でございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 一般質問で私は取り上げておりますが、補正予算の中でもこれ、採決にもう行くと思いますが、そういう中で非常に難しい選択を私は強いられております。

大正総合支所庁舎耐震改修事業の中で意見を私は述べたいと思って一般質問に出しておるわけですが、そういう中で、ここでほとんど採決をされるということでございますが、内容について、これは700万ですか。事業費の中の、図書整備あるいは購入費とか、そういう中で3階に図書室を設けると。そういう中で、796万7,000円を計上しておりますけれども、この費用対効果とかそういうことについては十分検証した上でこ

ういう形で取り組んでまいるのか、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 大正総合支所長武内洋介君。

○大正総合支所長兼地域振興課長（武内洋介君） 3階の活用の、図書館の費用対効果ということであります。

今回のこの備品につきましては本棚とかそういった周辺の、図書に必要ないろいろな机とか、そういったものの備品購入費に充てておるわけでございます。

全員協議会でも1回説明させていただきましたけれども、大正のほうに2万冊ぐらいの本の寄贈がございました。それで、その2万冊についてどう活用していくかということはずっと協議をさせていただいておったところでございます。また、議場の活用につきましては、合併時から3階が未利用であるということで、それをどうやっていくかということもずっと協議をさせていただきました。2回ほど議会のほうでも議場に使ったらどうかとか、そういった案も出ましたので、そういった部分の結論を待って、大正総合支所の3階についてどう活用していくかということを経協議をさせていただきました。

この中で検討委員会というのを23年度につくりまして、一応外部の委員さんにも入っていただきまして、その中にPTA関係者、また婦人会等々そういった委員さんにも入っていただいた中で、この3階の部分の活用についてという部分を特化して検討していただいた結果でございました。

それで、その中で、先ほども言いましたように、2万冊の寄贈本があるという部分がありまして、それを活用して、この3階部分を住民さんに開放していくというふうな方針が出されたということで、それを受けまして教育委員会さんのほうと協議をした結果、図書室として、分館として適用していくというふうになったわけでございます。

○議長（宮地章一君） 酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 一般質問ではないので1時間もやるわけにはいきませんが、後ほど一般質問の中で詳しくまた聞きたいというふうには思いますけれども、やはりこういう中では、議会においては一応所管の委員会もあります、はっきり言いまして。補正予算の中で取り組んで、一定の審議会の委員の皆さん方がある程度内容的に協議をしている段階において、支所機能の充実を図る、あるいはそういう中で一定所管の委員会の中にも情報を流していただくと。補正予算にこういうふうにはぽんと出て来た場合には、もう内容も決まってしまって、一定こういうふうには内容が決まって、もうはやこの補正予算の中にぽんとかいうふうに出てくると。

私も書いておりますが、十和地域との協議も十分されていない、教育委員会としてもね。そういう中で、こういう形で取り組むということは、いわゆる新聞にも載りました。これは「機先を制す」と、昔の言葉で言うと非常にいい言葉ですけれども、これは勇み足ですね、はっきり言うて。そういうやり方をやってはいけませんよ、これは。やはり地域の意見を十分聞いた上で、そして地域にも十分納得をさせて、それから取り組むと、そして報道していくという形をとっていかないと、先に先行してしまっ、議会で既にこういうふうに提案されると、これは賛成か反対か、あるいは修正かと、こういう3つしかないわけで、そういう段階で取り組むような形になりますので、やはり私はそういう中で意見も述べたいと思ってやったわけですが、これは遅いという感じがしますね、僕の一般質問は。

ですから、それが分かるまでには、結局ここへ出てこないといけないと。それが情報的に、いわば前回の所管の委員会の中でこういう形で、やはりみんなの前で、あるいは議員協議会の中ででもいいですが、早くそういうことを報告していただければ一定の協議の期間もあったかなと。ですから、いわゆる既成の事実をつくってしまったというのは、いわゆるそういう審議会の中でやって、そのまま提案してくるというのはそういう問題があると。ですから、議会の中でも一定のそういう協議する場を設けて、あるいは意見を聴取して、その上でやはり提案をしてくると、いうそういう形をぜひ私はとっていただきたい。これからですよ。

ですから、そのために委員会もあるわけで、所管の委員会が何も知らない、あるいは議会の議員もこの間聞いて初めて分かったと。それをすぐにこうやって大事なことを、十和・大正地域におけるいわゆる図書室ですから、十和地域の住民の方々にも皆分かっていたと。そして大正地域の人もそれでいい。これは、いわゆる審議会の方々はそのいうふうに使ったほうがいいでしょうということで提案をされたと思います。そういう中で、しっかり、もうちょっと丁寧に議会にも、あるいは住民の皆さんにも分かっていたくような方向づくりをしていかないと、一方的にそういう形でやると、やはり住民の方々戸惑いを感じるのではないかというふうに思いますね。ですからもう一回私は、せっかく出しておりますので、そこら辺を突っ込んでやらせていただきますので。今回はこれ、出てきたものを、もうこれ、採決する以外に方法はありませんので、そういう形で質疑をさせていただきました。何かあれば、ご意見があれば、答弁があればお願いをしたいというふうに思います。なければいいですよ。

○議長（宮地章一君） それでは、ほかに質疑はありませんか。

中屋康君。

○5番（中屋康君） それでは、私のほうで。予算資料のほうでちょっと、開けていただいたらいいです。3ページの四万十大正道の駅の周辺整備ということで今回予算をつけた部分で、もう少し詳しい部分をお伺いしたいということで、2点お伺いをしたいと思います。

大変、道の駅大正、以前から整備を急いでいただきたいという思いで折々話を出していただいて、今回この補正の、3月ついたということで、大変動きが入ったということであれしく思っております。

まず、駐車場の造成工事に3,200万つけていただく。これは昨年からの用地購入が済んで、恐らくはその駐車場の造成ということであろうと思うんですが、ご承知のとおり、この場所は非常に今の段階では狭いので、車の出入りが大変不自由をするところであるので、今現在ある駐車スペースも合わせて今回改修をしていくのかどうか。まず、それが1点と。

それから、もう一つは改修で販売所、あるいは物産販売、あるいは屋外販売所を設けるということで2,700万程度ついておりますが、中でも情報館、要するに県からの建物の情報館。この利活用について行く行くは県から譲渡をしてもらい、あるいはお借りをして、別の形で利用していきたいという話がありましたので、今回この情報館の改修も入っておりますので、どんな形で情報館を使っていくのか。そのところを詳しく説明をいただいたらと思います。この2点です。

○議長（宮地章一君） 大正産業建設課長下藤広美君。

○大正総合支所産業建設課長（下藤広美君） それでは、私のほうからお答えをしたいと思います。

ページ3ページの道の駅四万十大正周辺整備事業のところでございまして、まず駐車場でございますが、この面積が約1,200㎡ございます。その部分を、下が水田でございますのでかさ上げをするということで今、既設の駐車場と一体化をさせた駐車場にするように考えておまして、現在は大型バスの駐車がなかなか困難であるということもありますので、大型バス等の駐車も確保するようにしております。

それから、物産販売と、それから屋外販売施設ということですが、物産販売につきましては現在のであいの里の中を一定改修するということと併せまして、現在ある駐車場の四

万十川沿いに、イベント等に各団体等が出店できるような屋台風な建物、そういったものを考えております。

それから、情報館につきましては議員おっしゃられたとおり、あの施設につきましては県の施設でございます。管理等は町のほうで臨時を置きまして、2人ほどで順番にあそこで管理しておりますが、この情報館につきましては、適化法の関係等で町のほうに譲渡してもらおうというのはなかなか厳しいということもございますし、また現在維持管理等で結構監視システムいいですか、そういったお金とか、それから光熱費とか結構お金が掛かりますので、反対に譲ってもらおうとそういった経費も掛かるということで、もう少し慎重にこの辺は考えていかなければならないというふうには思っていますが、ただ、物産館との一体化という面では情報館の活用ということは必要なことではあるとは思っていますので、今後検討はしていきたいというふうには思っています。

以上です。

○議長（宮地章一君） 中屋康君。

○5番（中屋康君） あらあら分かりましたが、駐車場については、じゃ今回は埋め上げ、かさ上げのために要する経費ということで解釈していいわけですね。既存の分については改修しない、そのまま残すということですね。はい。

それから情報館についてです。今、答弁いただいたとおり、いろいろな制約があつて、使い勝手が現在は実際悪いということでもありますし、現実、あそこ、今、情報館の中に入りますと、それほどの利用者というのが少ないというか、本来の情報館としての内容を呈していないような気がする、そういう話も度々伺うんで、これについてはやはりもう一度県のほうとも話をしながら、今回の周辺整備に合わせて、やはりあのところのスペースというのは大変重要なスペースで、利活用することによって、例えば情報館の片隅にコーヒーの喫茶店を設けるとか、いろいろなそういう工夫も必要だと思うんですね。このままあのまま、何かもったいないスペースとして残すことは今後のやっぱり形としては良くないと思いますので、そこのあたりも兼ね添えて、なお県との交渉と、それから道の駅の整備に合わせて前に進むような形でお願いをしておきたいと思います。

以上です。ほかになければ構いません。

○議長（宮地章一君） 大正産業建設課長下藤広美君。

○大正総合支所産業建設課長（下藤広美君） 先ほども申し上げましたように、情報館につきましては、活用につきましてはもう2、3年前から県とも接触しながら、何とか町に

譲ってもらえないとか、そういったような話は進めております。ただ、冒頭申しましたように、一定新たな経費等も発生するので、そこら辺は十分に慎重に検討しなければならないということでございます。特に情報館でございますので、営業目的といった活用が県としてはなかなか許可がしづらいなというご意見も伺っておりますので、一定あそこでは展示物等を置いて、それが、仮に森林組合さんの集成材工場なんかの品物を置いて、気に入ったら集成工場のほうで購入してくださいといったような、そういった形の、営業目的でないような活用の仕方というのは考えられるかもしれませんので、そういった面も含めて今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

下元昇君。

○15番（下元昇君） 同じく、5番議員の、今、大正の道の駅の質疑が出ましたので、私のほうからも一点お伺いをします。

私もこれまで駐車場が非常に狭くて、あそこに大型のバスが止まっていなかった。それで、東側の田んぼを立体的な駐車場にして、大型のバスの駐車スペースにしたいということですけども、大体多分大型のバスは上の部分に置くと思うんですけども、あそこには大体何台程度の大型のバスが止めれるか。

その点と、なかなかバス、簡単に止まってくれません。やはり窪川の道の駅、あるいは十和の道の駅、それから民間の業者の止まってるところも含めると、やはりいろんなバスの止まっていただけの手立てがあるんですけども、そこらあたりをどんなふうに考えているのか。どうやったらバスが止まってくれるか、お客さんが降りて買い物をしてくれるか、そこらあたり具体的に案があればお伺いをしたいと思います。それが1点です。

そして、すみません。資料の2ページの十和地区のお茶の工場、この事業費について、十和のお茶ということで私あんまり工場も見たこともございせんし、知識がありませんのでお伺いをします。

これは、ここに目的が書いてありますけれども、新設をするのかなと思います。新設でするので、これから建てたら何十年もやはりこの設備、補助金が約2,600万、事業費は4,000万近い事業費なんで、やはりこれだけの補助金入れますと20年、30年抜っていく必要がありますけれども、お茶は、ここに書いてありますように、民間の会社もあるんですけども、これはJAはたの事業と書いておりますので、これはやはりJAに出す系統出荷の分でしょうかね。売り先は、どこらあたりへ売っているお茶なのか、その点。

それと先ほど言ったように、やはり新規のもし工場であるとすれば、長く使うためにはやはり後継者が必要と思うんですけれども、ここにも書いておるように、やはり生産者、農家の高齢化とは書いております。生産量も随分減ってるというふうに書いておるんですけれども、生産農家の、いわゆるこういった大工場を以前建てたときが多分ピークだと思うんですけれども、JAはたの関係の生産農家数がピーク時には例えば何十戸あったのが今は何十戸で、これから現在の生産農家の数の中で後継者がいる農家数、そこらあたりをお伺いをしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 産業建設課長下藤広美君。

○大正総合支所産業建設課長（下藤広美君） それでは、3ページの道の駅四万十大正の周辺整備事業の新たに拡張する駐車場での大型バスが何台駐車できるかという質問からお答えしたいと思います。

現在、かちとした図面、測量中ですが、これまでの概略図等を見ますと、大体2台から3台は置けるというふうに記憶をしております。

それと、若干これは非常に難しいような質問なんでございますが、いかに大型バスを駐車できる取組みなり手立てをするかということでございます。まず、大型バスですと大体観光で来るので、そこに目的があって来るわけでございます。であいの里を魅力あるものにする。食にしても、四万十川沿いの観光資源にしても魅力あるものにアピールできるような取組みが必要だし、これが課題ではあると思ってます。今年、それこそヤイロ鳥のビジターセンターというのを轟公園にも建設できるような計画にもなっておりますので、そういったものと合わせて、周辺にある国有林の採穂園とかあります、ヒノキの。そういったものを活用した観光とか、ものをヤイロ鳥のトラスト協会ともっと連携して1つの観光資源にできるかなと。そういったものもアピールするということなんかも併せてやらなくてはいけないというふうに思っております。

○議長（宮地章一君） 十和産業建設課長林久須夫君。

○十和総合支所産業建設課長（林久須夫君） 私のほうから茶工場の関係のご質問だったと思いますので、お答えをしたいと思います。

今回、茶工場の統合ということで、十和のほうには第一工場、第二工場という工場があります。まず、統合でございますけども、地域住民というか、お茶生産者の同意を得まして、一応第二の工場のほうに移設をするという形になっております。新設もあるわけですが、更新とか、第一工場の分を持って行って併設をするという形が主でございます、

新設という形のものはある一部の部分だけ新設をするという形になっております。

それから、系統出荷の出荷先でございますけども、農協は全農のほうに多分出荷してると思います。

あと、農家の後継者ということで今ご質問があったわけですけども、現在、今、農家数としましては178戸ございまして、大正地域がそのうちの21戸、十和地域が157戸と、合わせて178戸という形になっております。

ピーク時と言いますのは昭和50年代ぐらいがお茶のピークでございましたので、それから言いますとかなり減っているとは思いますが、続けている農家もかなりおりますので、がくんと減ってるという形にはなっていないんじゃないかなというふうに思っております。

それと、後継者でございますけども、ちょっとここに後継者の資料持ってないんですけども、3分の1程度になるんじゃないかなと自分では思っているところでございますけども、詳しい資料につきましてはまた必要であれば後日、後で提出をさせていただきたいと思っております。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） 道の駅の駐車場の件ですけども、2、3台よりはもうちょっと置けるかなという気はするんですけども、やはり台数よりも今課長言われたように、お客さんをどうやってその買い物も含めて利用してもらうかということなんですけども、やはりこれヒントは、十和の道の駅とあぐり、そこあたりに聞けばいろんなテクニックといいますか、あれあると思うんで、そこらあたりもなかなか参考にして、ある一定事前交渉しとかんと、なかなか大型バス止まってくれませんので、そこらあたり、せっかく駐車スペースつくるんですから、ぜひとも大型バスが止まれるように何とかやっていただけたら。今課長が言った、確かにヤイロ鳥のあれができますわね。そういったお客さんもトイレとか食事とかおみやげとか、多分、あの上に見えるんですけども、下におりてきて食事をしていただいたり、面白いおみやげ品などを買っていただくように、そのお客さんもぜひ来ていただけるようお願いをいたしたいと思います。

それから、十和のお茶のことですけども、課長答弁で分かりました。第二工場のほうに集約をするということです。

それで、もう一回だけ確認です。申し訳ないです。

今、課長の答弁の中で、戸数が十和地域で178戸現在ということでしたかね。

(十和総合支所産業建設課長林久須夫君「大正も含めてです」  
と呼ぶ)

ごめんなさい。大正・十和地区で合計が178戸あると。そのうちで、すべての、178戸の方々がJAの全農への系統出荷にお茶を出してるということですか。

○議長（宮地章一君） 十和産業建設課長林久須夫君。

○十和総合支所産業建設課長（林久須夫君） 178戸の内訳が先ほど言いましたように、十和地域が157戸、大正地域には21戸ということになっております。それで、21戸の大正地域におきましては、JAのほうに日に2回集荷をして十和のほうにお茶を持っていったという形になっております。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） 分かりました。

事業費約4,000万近く掛かりますんで、先ほど、冒頭言いましたように、とにかく長く使わなければ意味ありませんので、生産トン数も増やす意味合いも込めて、ぜひ後継者の方々の育成に、せつかくこういった新しい機械も入れて機能的な工場にするわけですから、そこらあたりもぜひ十和地域・大正地域の方々も含めて取り組んでいただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑ありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それぞれの同僚議員から質疑がありましたので、できるだけ重複は省きますが。

今回国の経済政策によって全国自治体、大変な景気対策としての補正が組まれて、国で、地方にも配分見込みになったわけですが、町長の提案の中で今回、歳入ですが、交付税が1億8,000万でしたかね、追加されたという言い方をされたように思うわけですが、その理由は、なぜこの時期に普通交付税が追加されたのかちょっと分かりませんので、その点、事業との絡みの中で組まれたのかどうなのかという点をお聞きしたいと思います。

今年度も終わろうとしてますが、多額な繰り越しが今回も計上されました。年度当初、公共事業については途切れる時期もある中で、今回の3月補正にもありますように、途切れない公共事業の発注も期待もできるわけですが。

また、歳入の中で聞きたいのは、金上野団地分譲が190万計上されてます。確か、記憶の中では分譲団地としては30何戸でしたか、忘れましたが、現在今回補正で上げた1

90何万で、あと何区画が残ってるのかなという、私も心配をしていますので、お分かりになればお聞きをしたいというふうに思います。

それと、歳出に入る前にですが、町長、補正の予算資料いただきました。その25ページに地域の元気臨時交付金の内容が書かれています。その中で、3番は大体これは簡単に計画が立てるかなと思いますが、ただ私、4番目の地方単独事業（建設地方債対象事業に限る）というこの事業ですが、具体的には今までの事業の中で、例えばですがどういう、建設地方債対象事業に限るというのは、今後どんな事業に充ててやれる可能性があるのかどうなのか。不勉強で申し訳ありませんが、この元気臨時交付金を使って今後町長としてどんな単独事業を頭の中に描いて25年度予算の中で入れ込んだのかどうなのかを含めてお聞きをしたいというふうに思います。

歳出では1、2点。51ページ、予算書の。今回、ホビー館の指定管理料が300万追加計上ですが、これは24年度末でお支払いするという契約だったのかなとしか考えようがないわけですが、その点と、中屋議員からも同じページの中の道の駅ですが、地元の人間としては大変ありがたい補正を組んでいただいたなというふうに思うわけですが。十和・窪川と比べたら大変貧相な道の駅と言いましょうか、一番最初に大正が道の駅を建設しましたので、一番小さな非常に駐車場も少ないという中での補正計上ですが、中屋議員からもあったように、一番ネックになるのが情報館、ずっと担当課長とも話をしてきた経過もあるわけですが、県はなかなか譲ってくれんいう、また逆に町はもろうたらまた維持費もかさむという答弁もあったわけですが。

町長、どうなのでしょうね。今回せっかくそういう駐車場のスペースも設けていただく予算ですが、あの情報館の活用というのは、私は大変重要なキーポイントになるというふうに私は思っています。中屋議員も言いましたように、なかなかあそこの情報館入って、じゃ情報を熱心に入手しようという人は余り、滅多に行きませんが見受けません。何かあるかなと思って入るお客さんがたまたま入るという状況ですが。町長、この際もうちょっと本腰入れて、確かに維持管理も掛かるかもしれませんが、町の道の駅としてあの活用を真剣に考えることは、私必要ではないかな。お金が要る分それだけお客さんが入って、うまく活用できればプラスになる、私は要素もあるんじゃないかなというふうに常々考えてます。

それともう一点、であいの里の建物そのものは、古い記憶でしかないですが、あれは農協の建物じゃなかったかなと、勝手な推測、町のあれは施設でしたかね。ちょっと記憶の

中と、間違ってるかもしれませんが、その点。要するに、私言いたいのは、情報館の活用如何によっては大正の道の駅、もっとお客さんが入る可能性もあるんだなというふうに思いますが、最終的には町長の決断になるわけですが、なぜ県は譲らんとするのか。町もまたある面ではお金掛かるからという、お互いが逃げてるんじゃないかなとしか思えませんが、町長、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 先に私のほうから大正の道の駅について考えを述べさせていただきますが。

私は前からあのスペース確かにもったいない思っ、ずっと思っ、てました。何回か通らせていただいて、中へ入ってみてもほとんど人がいないという状況で、かなり広いスペースですので、あそこ何か活用できんもんかなと思っ、て、県のほうにも譲渡できんろうかという話もしたところですが、ただ、道の駅の1つの役目として、道路情報の提供、地域情報の提供ということがありますので、情報館としてはやっぱり置いちょかんといかんということでした。

ただ、あれだけのスペースが情報提供のがで要るものかどうか。今、新しくできる道の駅は、こう言うたらあれですけんど、隅っこのほうへちょこっとそういったところをつくってやっ、てますので、そういった形で確かに情報の発信の場所が必要でしょうから、それはある一定確保するとして、最低限確保するとして、それ以外の部分については何か一体的な活用ができないものかという気持ちはずっとございます。ですから、あれを町がもし県のほうから譲り受けるということについて抵抗はまったくありませんで、逆にお願いもしてみたいというふうには思っ、ておるところですが、先ほど、下藤課長が申し上げましたように、今度の整備計画の中でもっと幅広く活用できるような、地域物産の展示コーナーとか、そういったものは情報の発信基地としても、情報の発信としての性格も持つわけですから、そういったものにまず活用を考えていきながら、これからも県のほうとも交渉しながら、より効果的な活用については前向きに検討していきたいというふうに思っ、ております。

○議長（宮地章一君） 大正産業建設課長下藤広美君。

○大正総合支所産業建設課長（下藤広美君） 最後のほうの質問ですけども、町長のほうが回答されましたので、質問の中で私のほうから答えるべき部分につきましてお答えをし

たいというふうに思います。

であいの里はJ Aの建物かというご質問です。非常に残念に思っていますが、田邊議員、何十年も関わったような人でございますので、ちょっと残念です。これは町の建物でございまして、指定管理にしております。

それと、ちょうど先ほど回答したように情報館につきましては、本当に私19年度から産業建設課長を務めておりますけれども、20年度か21年度ぐらいから、それと過去にも企画課でおりまして、情報館の活用ということで活用研究会等をこしらえまして、活用を図ってきた1人でございます。ただ、あそこはであいの里と情報館が分離されて、中が川へおりる通路になっておりまして、一体化を本当はしたいんです。けども、河原におりる道がなかなか確保できなくなるというような問題もあります。それと、情報館で仮に物を売るとなると、そこにはやはりレジ係といいますか、そういった人も要ります。そういったことでなかなか、そういった経費等もありますので簡単には行かないのかなというふうには私自身は思ってますけれども、これはまだ検討の余地ありますので、町長おっしゃったように、今後の課題として県とも協議をしながら、有効な活用が図れるように頑張っていきたいというふうに思ってます。

○議長（宮地章一君） 財政班長大元学君。

○総務課財政班長（大元学君） 交付税について、まずお答えさせていただきます。

説明が不十分だったかもしれませんが、今回計上させていただきましたのは交付決定済みの額から留保していた分、その分の1億8,039万8,000円を今回計上させていただいたということでございます。

なお補足ですけれども、今回の国の補正予算が成立をいたしましたけれども、これに伴いまして調整額というものが交付税のほうにございます。といいますのは、全体の金額、それぞれの市町村が計算をしまして、その金額に対して全国ベースで上限がありますので、それに対して合わせる調整率というのがございます。それによって、本町の場合ですと1,467万4,000円、この分がカットされたといいますか、切られたような形で交付決定をされておりましたけれども、今回国の補正予算の成立に伴いまして、このカット分が復活したということで、今回の補正予算には計上しておりませんけれども、この分1,467万4,000円がさらに追加になるということになりまして、最終的に66億5,499万2,000円の交付決定となっております。

それから、元金の交付金の活用についてということで、使い道のほうの地方単独事業の

建設事業関係、こちらのほう、こういった形で使う予定なのかということについてちょっとお答えしたいと思います。

こちらのほうにつきましては建設地方債ということで、基本的にはハード事業というふうに考えていただければと思います。ただ、こちらのほうは、このために平成25年度に新たに無駄なと言いますか、余分な事業をつくるような予定はしておりませんでして、基本的には財源組替えということを考えております。その財源組替えですけれども、従来の事業に起債をいろいろと充てておりますけれども、その起債が本町の場合は有利な起債になってます。この起債を充てずに交付金を充てますと、その分有利な起債を充てれなくなりますので、基本的には不利な起債、充当率が低いとか、あるいは交付税に返ってくるような算入率が低いもの、こういった不利な起債を打てるもの、こういったものにこの交付金を充てて対応しようかというふうに考えております。それがまず一点目です。

あともう一点といたしましては、近年、過疎債なんかが、全国的な枠が不足しております、今年と去年と一時的にちょっと留保されるというようなことがありました。最終的には全額つきましたけれども、こういったもので25年度以降カットされる場合もございますので、そういったものが、もし過疎債が打てれないというようなことがありましたら、そういったところに交付金を充てるといったことも考えていきたいというふうに思っております。

それから、あと一点といたしましては、どうしても今後、緊急的にやむを得ない事業、新規の事業が出てきた場合に、そういったものに充てていくというようなことも考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 金上野の分譲宅地の件でご質問がありました。

金上野の分譲宅地につきましては、皆様ご存知のように、平成22年度から33区画を販売開始いたしました。当初はなかなか売行き好調とは行かず、初年度については6区画、2年目23年度は5区画、そして、本年度24年度が今5区画で現在16区画販売しました。ということは残があと17区画あるということです。

それから、16区画現在販売いたしておりますが、そのうち5世帯につきましては町外からの購入がありまして、現在定住ということで住んでいただいております。現在16区画販売したうちの14戸につきましてはもう現在家もできましてお住まいしていただい

おり、現在1戸が建築中であります。

今後につきましては、ご存知のように平成24年、窪川佐賀道路、国の高速道路ですが、平串から佐賀の間ですけど、それが事業化になりまして、本町の平串地区及び見付地区におきましては住家がかなりの戸数かかっております。そうした住家の移転先も含めました優良な宅地の販売ということもありまして、町といたしましては今後も地道な販売活動はしていくつもりですが、いろいろこの間も高知新聞にも載っておりましたが、近隣市町村の津波対策いいですか、そういうものの移住いうのも、大っぴらには宣伝はできませんが、そういうことも兼ね併せましての販売ということで、まだここ数年は優良宅地ということで販売を続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長宮地正人君。

○商工観光課長（宮地正人君） ページ51のホビー館の指定管理料300万です。

このホビー館の指定管理料につきましては、当初より人件費等につきましては入場料収入で対応していただくということで、ホビー館の指定管理料には基本的には計上をしておりませんでした。

今回の改修工事の中で、車いすの利用者の専用エレベーター等取付工事もございまして、当初の計画では工事中も休まずに運営していく予定でございましたけれども、電気の利用制限、工事中の騒音等、予想以上の工事となることから、1月14日から3月15日の2か月間休館しなければならなくなりました。指定管理者とも協議の上、休館中の職員の人件費相当額を今回計上したものでございます。24年度の支払いということになりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 時間も午前中終わりになりますので、最後にしますが、町長、道の駅です。それと、担当課長からおしかりいただきましたが、認識不足で申し訳ありません。町の施設だということです。

情報発信することは県も大事な役割だと思いますが、逆に町がその役割を担うからという手立ても講じられるのではないかと。別に県が持ったからといって別に、失礼な言い方ですが、変わった情報発信もしてるとは思いませんが、それを町が担うと。買うなり、もらえれば町がその役割を果たそうということにもなるし、担当課長からあったように、県の持ち物だから、あの建物の中で物品の販売は相成らん、営業活動はしてならんと、非常に

かたい県の頭が私はあると思いますが、そういった意味でも有効活用。　また担当課長は会計が、もし店内販売となると会計が要るということですが、当然無人販売ということもかまんわけです。というのは、現在のであいの里の中での、今回も改修あるわけですが、販売というのは手数料が要るわけながですね、今のであいの里の中では、当然会計せないかんので。例えば、その情報館の中でいわゆる人を置かずに、それぞれの生産者が料金箱を構えるというのはできるわけですし、当初は、町長、その計画ながじゃったんですよ。武内、元、一町長のときには、いや、屋外にもつくるんだと言うけれども、一切つくらんかったというのが現実ですので、そういった意味でもう少し県との交渉をし、経費のかからんような運営ができると私は思ってますので、その点をお願いしたいというふうに思ってます。

それからホビー館の指定料、内容分かりました。ただ私は、安易な追加補正だと私はある面では言いたい。当然1月から、やめずにやるというのはあちらさんの考えでしょう。それがあちらさんの考えでやめたんでしょう、私に言わせれば。今の答弁の内容はそうでしょう。休まずにやるんだ。それを休んだから、それに人件費相当分を払うというのは余りにも安易な方法ではないかなと。当然、騒音が出るのは工事の発注のときから想定ができるわけで。何か、町長、どうでしょうね。そんなに簡単に、自分たちの都合でやめた、それを人件費に見合う分を、相当額を町が見ちゃるというのは。当然収入も減になったがでしょう。そういうことは分かるわけですが、何か安易な補正の計上の仕方だと思います。反対しようとは思いますが、もう少し、町長、そこら辺はしっかりと相手方との交渉の中で、300万じゃったら、じゃ、半分は見なしょうがないにやとか、そんなやり方でないと、やめたけん、その分全額補助しましょうということは、ちょっと私は安易な補正の計上の仕方ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮地章一君）　町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君）　まず、道の駅の情報館については先ほども申しましたけれども、県のほうはやはり道の駅がドライバーに対して的確な道路情報を提供すると、それともう一つは災害時に道路を利用してる人にいろんな災害の情報、道路の状況、そういったものを提供していくものと、もう一つは地域の観光等の発信ということも言われておりまして、それなりのスペースが要るということは県のほうはずっと言っております。

そのためにはどれだけのスペースが要るのか、これから県のほうと詰めていかんといけません、やはり最低限のスペースだけは確保して、あとの残りの分については、議員さ

ん提案がありましたような形にできるかどうか分かりませんが、良心市みたいな感じですね、できるかどうか分かりませんが、もっと幅広い活用ができないものか、そこらあたりは検討してまいりたいと思っております。いずれにしても、今非常にもったいないという感じは自分もずっとしておるところでして、あの活用についてはこれからの大正道の駅の1つの大きな鍵を握るというふうには認識をしておりますので、今後も前向きに検討させていただきたいと思います。

それと、ホビー館の指定管理ですけれども、今リニューアルオープンに向けて体育館の内部も大幅な入替えをやってます。リニューアルされた部分につなげていく、そこと一体とやっていくという考えで、新たな展示等を目指しておるところですが、当初はホビー館の現在の部分と、それと新しくできる部分、そういったものと一体的に活用していくという考えでは、私はなかったがじゃないのかなと思いますが、リニューアルオープンに向けて海洋堂の考えとしては、より集客力を図って、これまでに来ていただいた人にも新しい形のホビー館を見てもらいたいという思いのもとで、全面的な展示の入替えをやってるわけでございまして、そういった事情もあろうというふうに思っております。 ちょうど一番入館者の少ない1月、2月から3月上旬、その間を閉館して、リニューアルオープンに向けてホビー館の展示の入替えもやるということですが、その間に、そしたら今来ておられる職員の人を全部切るということではなくて、新しいホビー館の運営に向けてもっと職員の質も上げたいということでいろんな研修もやっておるようすし、これから、確かに300万の指定管理の増額はありますけれども、このリニューアルがさらにホビー館のグレードアップになって、町の観光資源の中核となるものと非常に期待もいたしておるところでございまして、この300万についてはそういった考えのもとで町としては支出をすることを決定したところでございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより議案第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号平成24年度四万十町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

（17番酒井祥成君「僕は退席しますので」と呼ぶ）

議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。棄権者、酒井祥成君。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ただいまより暫時休憩します。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第12 議案第4号平成24年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第13 議案第5号平成24年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第14 議案第6号平成24年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第15 議案第7号平成24年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）、 日程第16 議案第8号平成24年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）、日程第17 議案第9号平成24年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、以上、議案第4号から議案第9号までの6議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第4号から議案第9号までの6議案につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第4号平成24年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、歳出につきましては、12月診療分まで確定しました医療費をもとに推計をいたしました結果、2款の保険給付費におきまして1,694万9,000円の増額。また、11款2項の診療所特別会計繰出金におきまして724万2,000円を予算計上いたしております。

一方、歳入でございますが、3款の国庫支出金で1,002万7,000円の減額。4

款の県支出金で４１７万９，０００円の増額。５款の療養給付費交付金で１，４６２万１，０００円の増額。７款の共同事業交付金で１，４４０万２，０００円の増額となっております。

以上、第１表歳入歳出予算補正に記載のとおり、今回の補正額は歳入歳出それぞれ２，２００万円の増額となり、累計の予算総額は２７億６，７００万円となっております。

なお、この補正予算案につきましては去る２月２８日、四万十町国民健康保険運営協議会に諮問をさせていただきまして、適当である旨の答申をいただいていることを申し添えさせていただきます。

次に、議案第５号平成２４年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第２号）でございます。

まず、歳出でございますが、総務費では臨時賃金等の精査により４６９万８，０００円。医業費におきましては、医薬材料費や検査委託料等の精査により５７６万円をそれぞれ減額するものでございます。

一方、歳入につきましては、これまでに確定した１０月診療分までの診療収入をもとに推計をいたしました結果、入院収入で６００万円、外来収入で７００万円、その他手数料と諸収入で１００万円がそれぞれ減額となる見込みで、これによる歳入不足額につきましては、国の特別調整交付金５５６万７，０００円を国保会計から繰り入れますとともに、一般会計からの繰入金を２３６万７，０００円減額し、対応するものでございます。

この結果、第１表歳入歳出予算補正に記載のとおり、今回の補正額は歳入歳出それぞれ１，０８０万円の減額となり、累計の予算総額は３億３，２０９万円となっております。

続きまして、議案第６号平成２４年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第２号）につきましてご説明を申し上げます。

まず、歳出でございますが、総務費では職員給与費、臨時賃金及び需用費など１７８万５，０００円、医療費におきましては医薬機器借上料６万５，０００円のそれぞれ減額となっております。

一方、歳入につきましては、これまでに確定した診療収入を基に推計をいたしました結果、診療収入で１，０５４万円、その他手数料と諸収入で４４３万２，０００円がそれぞれ減額となる見込みで、これによる歳入不足額１，３１２万２，０００円につきましては一般会計から７２８万５，０００円、財政調整基金から４１６万２，０００円の繰入金と国の特別調整交付金１６７万５，０００円を国保会計から繰り入れることにより対応する

ものでございます。

この結果、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、今回の補正額は歳入歳出それぞれ185万円の減額となり、累計の予算総額は1億4,180万円となったところでございます。

次に、議案第7号平成24年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）でございます。

まず、歳出でございますが、総務費におきまして高熱水費を1万円減額し、通信運搬費を1万円増額をいたしました。

一方、歳入につきましては、確定した診療収入を基に推計した結果、診療収入で9万3,000円、繰越金6万5,000円がそれぞれ追加となる見込みで、一般会計繰入金で15万8,000円の減額となっております。

この結果、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、今回の補正額は歳入歳出それぞれ額の増減はなく、累計の予算総額も1,050万円となっております。

続きまして、議案第8号平成24年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正は、主に予算の精査・見直しによるものでございますが、内容につきましては第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

この結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ140万円の減額補正となり、累計予算総額は3億10万円となっております。

最後に、議案第9号平成24年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正は、本年度1月までの事業実績に基づきまして必要額の精査を行い計上をいたしました。主な補正内容といたしましては、2款の保険給付費で今後の給付費を推計し、組替え措置を行ったところでございます。また、1款総務費及び5款地域支援事業費につきましては、事業費の確定見込みによる精査を行い、減額及び組替えなどの予算措置が主なものでございます。

以上が歳出予算の概要でございますが、これを賄う歳入といたしましては第1表歳入に記載のとおりとなっております。

この結果、補正額は歳入歳出それぞれ504万円の減額となり、累計予算額は25億2,436万円となったところでございます。

以上6件の補正予算案につきまして、ご審議の上ご決定をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） ただいま町長から特別会計の提案がありました。

そこで、議案第5号と6号、いわゆる大正診療所・十和診療所の特別会計について伺いをしたいと思いますけれども、毎年でありますけれども、国保の特別会計は医療費が年々増加する中にあって、今回年度途中の補正ではありますが、大正診療所・十和診療所ともに外来収入が、大正診療所では今回の補正で見ると約4%強の補正前の減、十和診療所に至っては9%弱の外来収入の減ということが今の補正の内容であろうと思いますけれども、医療費の伸びに合わせて、逆に地元の診療所は外来収入が年々減少している、この実態をどうそれぞれの部署で考えられているのか。町長にお聞きしたいのですが、この問題、どう考えたらいいでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（宮地章一君） 診療所事務長佐脇淳君。

○政策監（医師確保）兼十和大正診療所事務長（佐脇淳君） お答えを申し上げます。

先ほど議員ご指摘のとおり、大正診療所におきましては外来収入が4.1%の減、それから十和診療所におきましては外来収入が8.7%の減となっております。

その主な考えられる要因でございますが、まず人口減少による患者数の減、2つ目といたしまして、薬の長期投与による来院回数の減、3つ目といたしまして、町内外のほかの診療機関に患者が流れておるといふような状況であろうと考えております。

今後におきましても収入の減は経営に大きく響きますので、診療所内部に経営改善、内部の検討委員会を設けまして、職員で収入の確保、それから歳出の抑制に努めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それぞれ原因の解明というか、原因がそういうところであるということは把握をされておりますので、今後も大丈夫かなと思いますけれども、ただ、大正診療所の患者さんの中で、非常に待合室での居づらい状況があるというふうな話もお聞きを

いたしました。そういった意味で、過去にもお話をさせてもらった経過もあるわけですが、いわゆる毎日来られてる患者さんは当たり前のようにその場所に座っておって、何かこの待合室そのものに入りづらいというような声もお聞きもしたわけですので、内部でのそういった患者さんが安心して待てる状況といたしますか、そういったもんも一つ工夫をしながら、地元の診療所として入りやすい診療所というものにしてほしいなというふうに一言申し添えて、質問を終わりたいと思います。もし答えがあれば。

○議長（宮地章一君） 診療所事務長佐脇淳君。

○政策監（医師確保）兼十和大正診療所事務長（佐脇淳君） ご指摘いただきましたことにつきましては、患者さんの声として事務長の耳にも入っております。毎日通われておる患者さんが1か所に固まって集中しておるといような実態も現実に見ております。患者については時間も割り振りもして、できるだけ対応もしております。それから一般の患者につきましても時間も決めておりますので、そうした時間に来院していただいて、待合でゆっくりと待って診察が受けれるような体制も内部で検討して、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（3番田邊哲夫君「よろしくお願いします。以上です」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号平成24年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

これより議案第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号平成24年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これより議案第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号平成24年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって議案第6号は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号平成24年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号平成24年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって議案第8号は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号平成24年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第18 議案第10号平成24年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは議案第１０号平成２４年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

まず、歳出のうち総務管理費、維持管理費につきましては、水質検査委託料や施設管理賃金等の精査によりまして、合わせて２８６万７，０００円の減額となっております。

次に、施設増補改良費でございますが、排水管布設替工事費の精査によりまして４９０万円の減額となっております。また、建設改良事業費でございますが、各事業の精査や入札減によりまして４２６万３，０００円の減額となっております。

次に公債費でございますが、起債償還元金につきましては財源の組替えを行い、同じく利子につきましては３６万円の減額となっております。

続きまして歳入でございますが、各事業の精査によりまして雑収入３１０万円及び建設改良事業債４４０万円をそれぞれ減額をするとともに、一般会計繰入金についても４８９万円減額をいたしております。

この結果、第１表歳入歳出予算補正に記載のとおり、今回の補正額は歳入歳出それぞれ１，２３９万円の減額となり、累計の予算総額は８億８，６０６万円となっております。

以上、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第１０号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１０号平成２４年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。

議案第１０号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１０号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第１９ 議案第１３号高幡広域市町村圏事務組合規約の変更について、日程第２０ 議案第１４号高幡障害者支援施設組合規約の変更について、日程第２１ 議案第１５号こうち人づくり広域連合規約の一部変更について、以上、議案第１３号から議案第１５号までの３議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは議案第１３号から議案第１５号の３議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第１３号高幡広域市町村圏事務組合規約の変更について及び議案第１４号高幡障害者支援施設組合規約の変更についてご説明を申し上げます。

この２議案につきましては、平成２４年６月に交付されました「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」によりまして、平成２５年４月１日から障害者自立支援法の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されることとなったことに伴い、高幡広域市町村圏事務組合規約及び高幡障害者支援施設組合規約の関連する箇所について変更する必要が生じたものでございまして、この変更について地方自治法第２８６条第１項及び同法第２９０条の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第１５号こうち人づくり広域連合規約の一部変更についてでございます。本議案につきましては、平成２４年１０月にこうち人づくり広域連合広域計画が改定をされたことに伴いまして、当該広域連合の処理する事務等に変更が生じることとなりましたことから、地方自治法第２９１条の３第１項の規定に基づき、こうち人づくり広域連合規約を変更する必要があるため、同法第２９１条の１１の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

規約改正の内容につきましては、新たに平成２５年度から２９年度までの５年間を計画期間とする第３次広域計画を策定するに当たり、より発展的な視点から事業体系などについて全面的な見直しを行い、地方分権改革の本格的な流れの中で、市町村職員に求められております政策力・地域力・住民協働力をキーワードとして、事業体系を研修事業・研修

支援事業・人材交流事業・政策研究事業の４つに再編したことに伴い、広域連合の処理する事務等について事業体系に沿った変更を行うものでございます。

以上、３議案につきましてご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第１３号から議案第１５号までの３議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第１３号から議案第１５号までの３議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第２２ 議案第１６号土讃線窪川駅東西自由通路新設工事に係る協定の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第１６号土讃線窪川駅東西自由通路新設工事に係る協定の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は現在建設中の本庁舎の東西庁舎を連絡する自由通路をＪＲ窪川駅構内に新設する工事につきまして、当該工事を四国旅客鉄道株式会社に委託することについて、議会の議決を求めるものでございます。

工事の内容につきましては、自由通路新設に係る工事のうち、ＪＲ四国線路敷地上空部分の工事でありまして、延長は４４．９ｍ、幅員は４．３ｍであります。ただし、内装工事及び電気通信配線・給排水配管工事は除いております。工期は平成２５年４月に着手をし、２６年２月完成予定といたしております。

次に、ＪＲ四国に委託をすることになった経緯をご説明申し上げます。

平成２３年３月に四万十町本庁舎建設基本計画を作成し、本庁舎の建設位置をＪＲ窪川駅東西敷地として自由通路で両敷地を結ぶこととしたときから、ＪＲ四国と随時協議を進

めてまいりました。その協議の中で、鉄道運転保安上等の理由から国土交通省が定める道路と鉄道との交差に関する協議等に関する要綱第11条の規定により、JR四国に工事の施工を委託することとなりました。そのあと、本庁舎の設計業者である株式会社松田平田設計大阪事務所を含めた3社の協議によりまして、詳細設計を行ったところでございます。

このたび各種協議が整ったことにより、お手元の議案書のとおり、委託工事費1億1,456万円でJR四国と工事施工を委託する協定を締結することとなりましたので、この委託協定の締結につきまして、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第16号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第23 議案第17号四万十町コミュニティセンターとおわ条例の制定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第17号四万十町コミュニティセンターとおわ条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、本年3月末に完成予定の十和総合支所複合施設の2階部分に設置をいたしておりますコミュニティセンターの管理について条例を制定しようとするものであります。

このコミュニティセンターにつきましては、十和地域の拠点施設として地域コミュニティの醸成・産業の振興・集落環境の改善及び住民福祉の向上を図ることを目的として設置するものでございまして、条例では施設の管理に関して必要な事項を規定しようとする

ものでございます。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第１７号について、質疑・討論・採決は、議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第１７号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第２４ 議案第１８号四万十町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第１８号四万十町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、新型インフルエンザを含む急速なまん延の恐れのある感染症に対する対策の強化を図り、住民の生命及び健康を保護し、住民生活に及ぼす影響を最小限とするため、総合的な対策を推進することを目的に条例を制定しようとするものであります。

近年、病原性が高く、感染力が強い高病原性鳥インフルエンザの発生事例が報告をされ、国民の生命及び健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動へも大きな影響を及ぼすことが危惧されております。

国は平成２１年に発生した新型インフルエンザの経験を踏まえ、政府行動計画の実効性をさらに高めるため、各種施策の法的根拠の明確化などの整備を進め、昨年５月１１日付で新型インフルエンザ等対策特別措置法の交付を行いました。この法では「地方公共団体は自らの区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関相互の連携強化のもと、総合的な対策を推進する責務を有し、市町村対策本部の必要な事項は条例で定めること」とされております。このため、本町におきましても、政府の基本的対処方針に基づき、本町

区域における対策を国及び県並びに関係機関相互の連携のもと、総合的に推進することが必要でございますため、四万十町インフルエンザ等対策本部条例を制定し、本町対策本部に必要な基本的な事項を定めようとするものであります。

今後は特別措置法を受け、新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言が出されたときは町行動計画で定めるところによりまして、直ちに町の対策本部を設置し、総合的な対策を講じることとなります。

なお、対策を推進するための体制及び総合的な推進事項は四万十町新型インフルエンザ等対策行動計画で定めることといたしておりまして、今後示される予定の政府の行動計画及びガイドラインに基づきまして、平成25年度末に取りまとめられる高知県行動計画の作成公表後に本町計画を策定する予定といたしております。

以上のことから、特別措置法の本年5月11日までの施行に備えて、今回条例の整備を行おうとするものでございます。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第18号について、質疑・討論・採決は、議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第25 議案第19号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について、日程第26 議案第20号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について、日程第27 議案第21号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について、以上、議案第19号から議案第21号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第１９号から議案第２１号までの３議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本３議案につきましては、いずれも「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う介護保険法関連の条例を新たに制定するものでございます。

まず、議案第１９号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定についてでございます。

本条例は、法律の施行に伴いまして、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が交付されたことにより、指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員、申請者の法人格の有無等について、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスを合わせて、委任された事項を単独の条例として制定しようとするものでございます。

次に、議案第２０号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定についてでございますが、本条例は、法律の施行に伴いまして、介護保険法の一部が改正され、指定地域密着型サービスに従事する従業者の員数に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定める条例として制定しようとするものであります。

次に、議案第２１号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定についてでございます。

本条例も法律の施行に伴いまして、介護保険法の一部が改正をされ、指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定める条例として制定をしようとするものでございます。

以上、３議案につきましてご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第19号から議案第21号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号から議案第21号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第28 議案第22号四万十町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第22号四万十町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、河川法において1級河川及び2級河川以外の河川のうち、市長村長が指定する河川は準用河川として河川法の2級河川に関する規定を準用することとされているところでございますが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、準用河川の河川管理施設のうち、主要なものの構造に関する技術的基準については政令で定める基準を参酌して市町村の条例で定めるととされたことにより、新たにこの条例を制定しようとするものでございます。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第22号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第２９ 議案第２３号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第２３号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について、提案理由のご説明を差し上げます。

本議案は、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が」平成２４年６月２７日に公布をされ、本年４月１日より障害者自立支援法の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されることとなりましたため、本町における関係条例の整理を行うものでございます。

条例の主な整理内容といたしましては、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改め、併せて一部字句の修正を行うことといたしております。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第２３号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第２３号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第３０ 議案第２４号四万十町江師園芸作物実験場条例の制定について、日程第３１ 議案第２５号四万十町江師農林水産物集出荷加工場条例の制定について、以上、議案第２４号から議案第２５号までの２議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第２４号、議案第２５号、以上２議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本２議案につきましては条例の全部を改正するものでございまして、まず議案第２４号四万十町江師園芸作物実験場条例でございますが、平成２０年に制定をいたしました四万十町江師園芸作物実験施設条例は指定管理者による管理を前提といたしておりましたが、本施設は園芸作物実験場という施設の性格上、園芸作物の試験栽培や苗の生産等を行う公益的な性格の強い施設であります。そのため、園芸作物の振興と農業経営の安定を図るという実験場の目的に沿った利用の行える者に使用を許可して、農家所得向上のための実証圃場有効活用事業を行うため、指定管理者による管理から町の直営管理へ変更をし、施設の目的に沿った使用が可能と認められる者に使用を許可するという形で運営をしていくよう、条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第２５号四万十町江師農林水産物集出荷加工場条例でございますが、本施設も指定管理者による管理を行う施設としていたところでございますが、食品加工施設という施設の性格上、食品衛生法の適用を受ける施設として厳密な衛生管理が必要でありますことから、本施設の目的に沿った使用が可能であると認められる者に使用を許可し、施設の活用を図っていくことが本施設を最大限活用できる最善の方法と考えられますため、指定管理者による管理から町の直営管理へ変更するものでございます。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第２４号から議案第２５号までの２議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第２４号から議案第２５号までの２議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第３２ 議案第２６号四万十町基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第２６号四万十町基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、高知県津波避難対策等加速化臨時交付金を活用した事業を展開するため、新たな基金として四万十町防災まちづくり基金を設置するとともに、平成２２年度より積み立て活用してまいりました四万十町光をそそぐ交付金基金の廃止を行うものでございます。

まず、四万十町防災まちづくり基金の設置でございますが、津波避難施設整備の市町村負担軽減を図るとともに、地域の実情を踏まえた防災対策も推進し、南海地震対策の加速化を図ることを目的として、高知県が新たに創設をしました津波避難対策等加速化臨時交付金を四万十町防災まちづくり基金として積み立てようとするものでございます。

この交付金制度は津波避難施設整備の市町村負担実績額に対し、翌年度に一括交付される交付金であり、一旦目的基金に積み立てを行った後、これを財源として市町村が行う防災対策事業や防災関連地方債への償還財源に充当できる制度でございます。

本町におきましては、平成２４年度から整備を進めています興津及び志和地区の津波施設整備事業費が該当となりまして、平成２５年度及び２６年度に交付予定の交付金を積み立て、本町全体の防災関連事業への有効活用を図る予定といたしております。

続いて、四万十町光をそそぐ交付金基金の廃止でございますが、平成２２年度の国補正予算で創設をされました住民生活に光をそそぐ交付金を四万十町光をそそぐ交付金基金として積み立て、不登校や引きこもり傾向にあります児童・生徒への支援、図書館及び学校図書への支援として、平成２３年度及び平成２４年度の嘱託職員等臨時職員の雇用拡大に活用してまいりました。現在は普通交付税にも算入をされ一般対策化も図られていることなどから、基金事業としての一定期間の役割を終えたというふうに判断をされますため、本年度末をもって廃止するものでございます。

以上、ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第２６号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第33 議案第27号四万十町滞在型市民農園条例の一部を改正する条例について、日程第34 議案第28号四万十町興津青少年旅行村条例の一部を改正する条例について、以上、議案第27号から議案第28号までの2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第27号、議案第28号、以上2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第27号四万十町滞在型市民農園条例の一部を改正する条例についてでございますが、今回の条例改正につきましては、本年度に追加整備を行いました7棟のラウベについて条例へ追加登載を行うとともに、開園から3年経過したことから、所要の見直しを行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、整備を行いました7棟のラウベの利用料金につきましては、ラウベの床面積及び畑の広さが既存の15棟より大きくなりますことから、年42万円とし、増棟後の22棟の運営管理を現状の2名体制のままで行うことから、既存の15棟の利用料金を現在の年38万円から36万円へ引き下げを行うものでございます。

また、利用期間につきまして、本施設を移住促進の誘導拠点施設として位置付けておりますことから、県との協議の上、開設当初の最長利用期間が5年間から段階的に3年にいたしました。

続いて、議案第28号四万十町興津青少年旅行村条例の一部を改正する条例についてでございます。本議案につきましては、興津青少年旅行村内にある海の家的大幅な改修工事を行い、客室間取りに変更が生じたことから各種利用料金を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、第1点目としまして、海の家客室の間取りの変更により、現在広間だけであった2階に個室ができますことから、併設するログハウスと同等の金額を設定いたします。

2点目としまして、各種料金の区分を高校生以上・中学生・小学生の3区分としておりましたが、高校生以上・中学生以下の2区分といたします。

3点目としましては、テントの貸与料は2,500円となっておりますけれども、設営及び撤収を管理者が行わなければならないことから、人件費見合い分を含め4,000円に改正をいたします。

続いて4点目としまして、中央管理棟については各部屋にエアコンを整備したため、電気料金の見合い分を含め高校生以上2,500円、中学生以下2,000円に改正をいたします。

最後に5点目としまして、ログハウスについては利用客の集中をする夏場、閑散期である冬場の季節によって料金を2区分しておりましたが、通年で料金を統一することとしたところでございます。

以上2議案につきご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第27号から議案第28号までの2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号から議案第28号までの2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

暫時休憩をします。

午後1時59分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第35 議案第29号四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第２９号四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴いまして公営住宅法が改正をされましたことにより、同居の親族要件が廃止をされ、また収入基準の裁量階層の対象者とその金額及び本来階層の金額を国土交通省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされました。

この改正に伴いまして、条例の関係する箇所について改正を行うものでございます。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第２９号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第２９号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第３６ 議案第３０号四万十町奨学金貸付条例の一部を改正する条例について、日程第３７ 議案第３１号四万十町郷土資料館条例の一部を改正する条例について、以上、議案第３０号から議案第３１号までの２議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第３０号、議案第３１号、以上２議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第３０号四万十町奨学金貸付条例の一部を改正する条例についてでございますが、奨学金の債権の種類は民法等に規定をされます私債権に分類をされるものでございまして、地方自治法第２３１条の３に規定されます公債権ではなく、延滞金を徴収することができないこととなっております。本議案は現条例におきまして、他の公債権と同様に延滞金の率及び算定方法が規定をされておるところでございますが、私債権につきまして

は民法が適用されるべきものでございますので、延滞金の率及び算定方法が規定をされている部分につきまして削除をしようとするものでございます。

続いて、議案第31号四万十町郷土資料館条例の一部を改正する条例についてでございます。本郷土資料館は上山郷時代以降の有形民俗資料や大型磨製石斧等や縄文時代の考古学的資料を多数展示しており、町内で唯一、貴重な資料が観賞できる施設でございます。近年、来町人口の増加や近隣の旧竹内家住宅等のイベント開催効果などにより来訪者は増加しているものの、入館者数は微増といった状況で、1つの要因として入館料が必要なため入館をためらうということが考えられます。

こういった状況を踏まえて、当館の有効活用について四万十町文化財保護審議会へ諮問を行いましたところ、昨年の11月に、入場料を無料化し、町民や来町されました方々に気軽に入館・見学いただける施設として有効活用することが妥当であるという答申をいただき、本年1月の定例教育委員会でも慎重に審議をされました結果、文化財保護審議会答申の趣旨を尊重し、入場料の無料化が妥当との議決がされておりますので、このたび条例を改正しようとするものでございます。

以上2議案についてご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第30号から議案第31号までの2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号から議案第31号までの2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第38 議案第32号四万十町滞在型市民農園に係る指定管理者の指定について、日程第39 議案第33号四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定について、以上、議案第32号から議案第33号までの2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第32号、議案第33号、以上2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます

本2議案につきましては、公の施設の指定管理者の指定に係るものでございまして、両施設とも指定管理者による管理運営を行ってきた施設でございますが、本年3月31日をもって指定期間が満了をいたしますことから、新たに指定管理者の選定を行うものでございます。

今回ご提案申し上げます2つの施設につきましては、現在までそれぞれの施設ごとに地域の特性を生かして、施設の設置目的に沿った適切かつ効果的な運営がなされているものと認められ、今後においても施設の効用を最大限に発揮し、安定的な管理運営が実施をされるものと判断をされますため、引き続き同一の団体等を指定管理者の候補として選定をいたしたく、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第32号から議案第33号までの2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号から議案第33号までの2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第40 議案第34号平成25年度四万十町一般会計予算を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第34号平成25年度四万十町一般会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

行政報告でも申し上げましたが、例年12月下旬に閣議決定をされます政府の予算案が本年度は年明けにずれ込むといった状況の中、日本経済の再生に向けて緊急経済対策に基づく補正予算と一体的に編成をされました国の平成25年度一般会計予算案の総額は92兆6,115億円と過去最大級の規模となっております。

一方で、本町の予算編成に当たりましては、国の予算動向が不透明な状況にある中、県予算の動向も含め、歳入等の見通しがつかない中での予算編成となりましたけれども、本町の目指す将来像に向け、引き続き財政健全化努力を維持しつつ、四万十町に生まれ、暮らして良かったと思えるまちづくりに向け、全力で取り組んでいく必要がございます。

このような中、四万十町でしかできないまちづくり5本の柱事業を中心に前年度から本格化した本庁舎や汚泥再生処理センターの建設、南海地震対策への取組強化や高速道路延伸に伴う交流人口の拡大と移住対策の促進、6次産業化へのステップアップなど緊急かつ重要な課題の解決に向けて重点的に取り組むこととした一般会計の予算総額は174億9,200万円と、前年度当初と比べ28億3,900万円、19.4%の大幅な増額となったところでございます。

私の公約でもありますまちづくり推進と徹底した行財政改革の基本方針のもと、事務事業における裁量的経費の削減効果等をまちづくり推進特別枠事業へ転換するとともに、現段階で見込まれる町民のニーズや費用対効果等を踏まえ、総合振興計画の重点事業を推進することといたしております。

それでは、歳出における性質別の概要から順にご説明を申し上げます。

まず、義務的経費では退職手当特別負担金の減額により、人件費で2.2%の減となっております。一方、扶助費では障害者自立支援費等の増加により4.8%、公債費でも償還元金の増加に伴い5.7%それぞれ増加となり、義務的経費全体では1億3,197万円余り、2.3%の増額となったところであります。

次に、投資的経費の普通建設事業では、本年度末で完成予定の本庁舎や汚泥再生処理センターの本体工事、認定こどもたの建設等の大型事業により25億584万円余り、71.6%の大幅な増額となり、災害復旧費を合わせました投資的経費全体でも68.2%の増加となっております。

また、その他経費では国土調査事業や緊急雇用創出事業等の増加により、物件費で2.

1 %、窪川荘及び四万十荘へのショートステイ増床に伴う高幡西部特別養護老人ホーム組合への分担金等により補助費等で5. 7 %、国保診療所や簡易水道事業特別会計等への繰出金の増額により繰出金で4. 8 %それぞれ増加をいたしてありまして、その他の経費全体でも1億9, 089万円余り、3. 7 %の増額となっております。

以上が歳出における前年度対比の主な概要でございますが、これを賄う歳入のうち、自主財源につきましては平成24年度の課税状況や過去の徴収実績等を見込んだ結果、町税で3. 5 %の減少、そのほか立木売却収入でも減額となる一方、本庁舎建設等の大型事業等に対応するため、前年度まで積み増しを行ってきました施設等整備基金5億1, 900万円や財政調整基金2億円の繰り入れなど、積立金で合わせて9億8, 390万円余りの繰り入れにより、自主財源全体では3億9, 040万円余り、14. 7 %の増額となっております。

次に依存財源でございますが、普通交付税におきまして交付税に算入をされます公債費の増加に伴い一定の増加が見込まれるものの、地方公務員の給与削減を視野に交付税総額が削減をされておりまして、いまだ不透明な部分も多いことから、一定の減額を見込んだ計上といたしてあります。

一方、新規事業を含む普通建設事業等の実施に伴い、県支出金で26. 5 %、本庁舎や汚泥再生処理センターの建設、津波避難対策推進事業等の実施に伴い、国庫支出金で8. 8 %、同じく町債で89. 5 %それぞれ増加をいたしており、依存財源全体では24億4, 859万円余り、20. 4 %の大幅な増額となりました。

以上の結果、財政調整基金繰入金2億円を除く一般財源総額は1. 5 %減の90億724万円余りとなっております。

以上が歳入歳出における性質別の概要でございますが、前年度実績見込み等を勘案した上で、現段階で見込める限りの検討も加え、第1表歳入歳出予算のとおり計上したところでございます。

なお、今後は普通交付税の決定を踏まえ、各事業の進捗状況も勘案をしながら、引き続き財源調整を図っていきたいというふうに考えております。

続きまして、第2表の債務負担行為でございますが、文書維持管理システム導入委託事業につきましては、平成24年度に着手をいたしました文書維持管理システムの導入につきまして、これまでコンサルタントの委託契約に基づき、先行導入課への実地指導等を進めてまいりましたが、平成25年度以降における先行導入化以外への実地指導及び維持管

理等に係るコンサルタントの委託契約につきまして、平成25年度を始期とする平成28年度までの長期契約を締結するため、25年度を除く3年間につきまして債務負担行為を設定しようとするものでございます。

また、町の指定文化財志和薬師寺改修補助事業につきましては、町指定の文化財である志和薬師寺につきまして平成25年度から26年度までの2か年での改修が予定をされており、これに必要な工事費等に対する補助金及び文化財としての価値を損なわない工事を施工するための管理監督の委託経費のうち、平成26年度分に係る経費について債務負担行為を設定しようとするもので、以上の2件につきまして地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額を定めようとするものでございます。

次に地方債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により借入れを起こすことができます地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法につきまして、第3表に記載のとおり定めようとするものでございます。

また、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては、第4条及び第5条に記載のとおり定めようとするものでございます。

なお、平成24年度の国の補正予算第1号に伴う地域の元気臨時交付金につきましては、25年度予算に計上する事業への充当を予定いたしておりますが、当初予算への計上は見送った上で、見込み額等を含む制度の詳細について確認を行い、交付金を充当する対象事業等について検討・精査をした上で、財源の組み替え等も含め、平成25年度の補正予算での計上を予定いたしております。

以上、一般会計予算の概要を申し上げましたが、合併後の第2期まちづくりに向け、職員一丸となって取り組む所存でありますので、引き続き町政に対しましてご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

以上、一般会計予算の提案理由の説明とさせていただきます。

なお、まちづくり推進特別枠事業も含め、歳出の事業概要につきましてはこの後各課長より順次ご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） それでは、当初予算の概要の資料によりまして、まず、総務課の主要事業についてご説明を申し上げます。

１８ページをごらんいただきたいと思います。

まず１８ページの上段ですけれども、文書維持管理システム導入委託事業でございます。平成２４年から始めました文書維持管理ファイリングシステムの導入の事業でございます。平成２４年には本庁舎では総務、商工、農林、そして両総合支所に導入をいたす予定でございまして、平成２５年につきましては残りのすべての課への導入と２４年度導入課の維持管理業務を行うこととしております。そして、平成２６年から２８年、全課の維持管理業務を行い、導入委託を完了する予定でございます。

次に７１ページをごらんいただきたいと思います。まず、上段の消防施設・設備充実強化事業でございます。消防団及び自主防災組織等が行う初期消火等の活動のために消防施設等の更新などを行う事業でございます。大きいものといましては、興津第二分団の消防ポンプ自動車の更新がございます。そのほか消火栓ボックス、消火栓の設置事業などを行う予定でございます。

次に下段の自主防災組織育成事業でございます。自主防災組織の自主的な防災学習、あるいは活動に必要な資機材の購入など、そして自主防災組織連絡協議会の活動経費などの支援を行うものでございます。新規設立の組織への支援、そして活動補助金や資機材整備支援の強化・拡充を行うとともに、連絡協議会の活動支援、また、沿岸地域への備蓄品の整備等を実施するものでございます。

次に右の７２ページの上段でございます。興津地区津波避難対策推進事業でございます。興津地区向山地区に整備をしております避難広場を平成２４年度から整備中でございますけれども、その広場に至ります避難路の用水路の橋梁３か所の補強工事を行いまして、全事業を平成２５年度内に完成をする予定で進めてまいります。

下の志和地区津波避難対策推進事業でございます。志和小学校の裏山に防災拠点広場、ヘリポート、それから耐震性貯水槽、それから備蓄倉庫などを整備をいたします。また、郷地区の避難広場２か所も整備をする予定をしております、その広場につながります避難路の整備、あるいは避難照明灯などを整備する予定でございます。

総務課としては以上でございます。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） それでは企画課ですけれども、同じく資料１８ページから２２ページまでが企画課の主要事業ということになります。

まず１８ページの生活交通再編事業であります、こちらについては行政報告を行いま

したので省略をさせていただきます。

19ページの上段のほうをごらんいただきたいと思います。四万十町婚活連絡協議会事業ということで、町の婚活対策連絡協議会が1月25日に正式に発足をいたしました。来年度以降活動が本格的になるわけですが、各構成団体が行う婚活事業、あるいは婚活サポーターの方の支援、こういったものに補助金として50万円を計上しております。また、議員協議会のほうでも商工観光のほうから説明があったかと思いますが、商工会青年部がTBS系のテレビ番組のほうで取組もしております。視聴率が1割近くあるということで非常に多くの国民の方も見られるということで、町のPRにもなるということで、その補助金200万円を計上しております。

下段の地域おこし協力隊、こちらについても、下段ですが、行政報告を行いましたので省略をさせていただきます。

20ページです。移住促進交流事業ということで、19節の中にUIターン希望者住宅改修補助金200万円を計上しております。これは県の事業を活用しまして、県が2分の1、町が2分の1を継ぎ足して、1軒当たり50万で改修を支援するものであります。事業主体としましてはUIターン希望者に住宅を貸す方ということになります。なお、事業終了後5年間は本町に居住をするといったことが要件として課せられております。

下段の志和地区地域づくり推進事業であります。こちらは23年2月7日に震源断層が国の天然記念物に指定をされております。志和地区、非常にそういった地域資源を活用した地域活性化に向けた取組が今本格的に始まっております。来年度以降、当然防災対策の視点で志和地区には小学校の利活用といった課題もありますので、県単事業を活用して、そういった計画づくりについての支援を行うものであります。

次、21ページはそれぞれ新エネ調査事業ということでありますが、こちら若干行政報告で触れましたが、小水力、いわゆる水車発電を利用した取組をしようという計画であります。電源を街灯あるいは防犯灯に利用をしたり、また窪川台地地区というのは文化的景観の選定地区でもありますので、そういった水車が観光資源としての活用ができるかどうか、そういった調査をモデル的にしていきたいと考えているところであります。

次、22ページですが、携帯基地局整備事業であります。予定事業箇所としましては窪川地区の中神ノ川と十和の大井川を予定しております。これによりまして不感地域がまだ26地区残ります。窪川地区が6地区、大正地区が10、十和地区10、計26地区が、不感地域がこれからまだ残りますので、こういった部分が課題として残っております。

最後、下段の本庁舎建設事業であります。最終年度ということで非常に大きな予算計上をしているところでありますが、13節のほうにJRに委託をする自由通路ということで1億1,700万余りを計上させていただいておりますし、また、最終年度の位置付けで防災備蓄倉庫、東庁舎の敷地を予定しております。1階を備蓄倉庫、2階を書庫というふうに計画もしているところであります。

最後18節に備品購入費ということで1億4,200万円計上をしております。これは東西両庁舎の各階のブラインド、あるいは消火器、また職員の机。特に机についてはOAフロアということで既存の机も持っていりますが、OAフロア対応の机も一部購入をしていくということであります。そのほか議場の机、いす、また来庁者用の各フロアのカウンター・いすというふうになっております。先ほど申し上げましたように、可能な限り使える備品は持って行って、この予算の圧縮に努めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（宮地章一君） 管財契約課長仲治幸君。

○管財契約課長（仲治幸君） それでは管財契約課のほうから説明をさせていただきます。

説明資料22ページになります。下段、ただいま企画課長が説明しました本庁舎建設事業の中で本年度の概要というところで、目につかないように小さく書かれているのが管財契約課のものでございますけれども、この中で複写機、コピー機ですけれども、これは26年2月に完成予定ということでございますので、1か月分の見込みで計上しております。

続きまして、庁舎のセキュリティーシステムでございますけれども、新庁舎では東西をつなぐ自由通路が完成をします。この自由通路につきましては24時間通行が可能ということで、庁舎の中と言いますか、玄関先を通るような形になりますので、どうしてもセキュリティーの管理が必要になってくるということで導入を計画しております。

なおまた、このセキュリティーについては本庁舎だけではなくて、両支所にも同じようなシステムを導入しようということで計画をしております。

続きまして、庁舎の電話機でございます。現在本庁で使用してる電話でございますけれども、かなり古いシステムになっておりまして、空き電話で適当な番号を拾って外に電話かける関係があつて、お客様が着信でかけてきた場合、どの課からかけたか分からないということで大変ご迷惑をおかけしてる状況になっております。こういった問題を解消するようなシステムにしまして、同じ課からかければもうその電話でしか発信しないという、

その担当課の電話番号でしか発信しないというシステムを導入したいと考えております。

それから、支所間との関係でございますけれども、ＩＰ電話を同じように、１つの電話でＩＰ化できるようなシステムを導入しまして、支所間の通話については無料にして、なるだけ経費を安く上げようということで計画をしております。また当然ＩＰになれば内線化もできるわけございまして、外からかかってきた電話も本庁で受けても、支所のほうにそのまま転送できるということで、お客様にそういった迷惑をかけないようなシステムを導入しようということで計画をしております。

すみません。次のページ２３ページになります。下段のほうになります。国土調査でございます。従来今までやってきた面積よりも倍近い面積を来年度は計画をしております。地区については家地川地区でございます。そういったことで第６次１０か年計画でも、ここで言う常会別に計画をしておりますが、来年度以降も同じように面積拡大へ向けて、早期完成を目指していきたいというふうに考えております。どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） それでは、健康福祉課からの平成２５年度一般会計予算につきましてご説明をいたします。

健康福祉課の歳出予算につきましては３款民生費、４款衛生費の中に計上させていただいております。

まず３款民生費、４款衛生費でございますけれども、合わせまして１５億９，３９０万３，０００円となり、前年と比較しますと３億６５万７，０００円の増額ということになっております。

一方、これを賄います歳入でございますが、国庫支出金が２億６，５０６万７，０００円、県支出金が３億５，３０６万１，０００円、地方債として４，８７０万円、その他としまして３，３８８万５，０００円、一般財源が８億９，３１９万円でございます。合わせまして１５億９，３９０万３，０００円を充てようとするものでございます。概ね経常経費でございますけれども、この中で平成２５年度健康福祉課の政策的経費につきましてご説明をしたいと考えております。

今回６事業の政策的経費を上げておりますけれども、継続的な事業がありますので、それを除き３事業についてご説明をいたします。

予算書では70ページ、説明資料では25ページの上段となります。

高幡西部特別養護老人ホーム組合分担金についてご説明をいたします。高幡西部特別養護老人ホーム窪川荘・四万十荘ですが、老人福祉法に基づき、老人福祉施設で身体上・精神上著しく障害のため常時介護を必要とする要介護者が入所し、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話など日常生活に必要なサービスを提供する施設でございます。

通年は組合の分担金、赤字運営の補てんのみとなるわけでございますけれども、平成25年度は四万十荘の赤字、そして特別養護老人ホームの入所待機者が200名を超えているということも考慮しまして、四万十荘・窪川荘にそれぞれ短期入所生活介護施設として3床ずつを増床するものでございます。主な内容ですが、一部事務組合の分担金が、これ例年決まってるもので33万円、運営の赤字補てん分が634万円、窪川荘短期入所生活介護3床増床工事分担金、これが2,094万6,000円、四万十荘短期入所生活介護3床増床工事分担金が1,429万8,000円となっております。なお、その他としまして238万3,000円を25年度分担金として見込んでおります。合わせまして4,429万7,000円を計上しておるところでございます。

一方、これを賄います歳入といたしましては過疎対策事業債を1,590万円、地域福祉基金繰入金として1,900万円、一般財源として939万7,000円を充てようとするものでございます。

次に予算書では73ページ、説明資料では25ページの下段に掲載しております介護基盤緊急整備費補助金交付事業でございます。この事業は高齢者福祉計画・介護保険事業計画5期に基づき、高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住みなれた地域で生活が継続できるよう、地域密着型サービス施設として特別養護老人ホーム29床を1施設、認知症高齢者グループホーム18床を1施設基盤整備するものでございます。

この事業につきましては24年度までの国の補助金によります県の基金事業を受けて9月議会に予算計上していた事業でございまして、繰越明許により25年度までの事業として考えておりましたが、このたびこの事業が25年度まで延期されましたことから、県の担当課と協議をした結果、24年度計上予算を3月補正予算により減額し、25年度に組替えるものでございます。

事業概要でございますが、地域密着型特別養護老人ホーム29床1施設と認知症高齢者グループホーム1施設19床の分の整備補助を行うものでございます。

予算の内訳でございます。特別養護老人ホーム29床ですが、県からの補助としては1床当たり400万円来ます。したがって400かける29床1億1,600万円、認知症高齢者グループホームは1施設3,000万の補助が来ますので、3,000万かける1施設の3,000万。したがって25年度に見込んでおる額は、合わせまして1億4,600万円を計上しているところでございます。

一方、これを賄います歳入といたしましては、先ほど言いましたように県の補助金を充てておりますので、県の補助金1億4,600円を充てようとするものであります。

次に予算書74ページ、説明資料26ページの上段に掲載しております介護保険施設等開設準備支援事業費補助事業でございます。この事業は、高齢者福祉計画・介護保険事業計画第5期に基づき、高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住みなれた地域で生活を継続できるよう、地域密着サービス施設の開設準備支援を行うものでございます。この事業も先に述べましたように、介護基盤緊急整備事業補助金交付事業とセット事業でございまして、この事業の県事業が1年延長されましたことから、24年度より25年度に組替えるものでございます。

事業概要でございますが、特別養護老人ホーム29床を1施設、認知症高齢者グループホームを1施設の開設の準備を支援するものでございます。

予算内容でございますが、特別養護老人ホーム29床、県の補助としましては1床当たり60万円となっておりますので、60万円掛ける29床1,740万円、認知症高齢者グループホーム18床、これも60万円掛ける18床で1,080万円。これを25年度に組み込んで、合わせまして2,820万円を計上してるものでございます。

一方、これを賄います歳入といたしましては、県補助金2,820万円を充てようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 町民課長柴久幸君。

○町民課長（柴久幸君） 町民課から認定こども園たのの建設事業についてご説明いたします。

予算資料では26ページ、予算書では3款2項1目78ページの児童福祉総務費に掲載しております。

昨年4月から大正地区に設置されました認定こども園たののは、地域における多様な保育ニーズに対応し、幼稚園及び保育所が連携して保育及び教育を一体的に提供し、子育て

の支援を行うものでございますが、現在両施設が離れた場所にあり不便を来しておりました。このため幼稚園を24年度で取り壊し、その取り壊した跡地に25年度に統合した新園舎を建設し、幼稚園と保育所を一体的に運営するとともに、町内の他の保育所とのサービスの均衡を図っていくこととしております。

構造につきましては木造平屋建て、延べ面積640㎡、総事業費2億9,491万4,000円となっております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 環境課長山脇一生君。

○環境課長（山脇一生君） 環境課から、環境課の主要な事業についてご説明させていただきます。

予算資料の27ページの下段からです。環境課の事業3つほどありますが、これはいずれも継続している事業でございますので、簡単に説明をさせていただきたいと思います。

まず、環境衛生費に、地球温暖化対策設備設置費補助事業としまして、まちづくり推進枠特別事業、これを利用しまして民生家庭部門の温室効果ガス削減を図るために太陽光発電設備等の設置、これについて平成23年度から27年度までの間実施しようとしているものでございます。

それから、28ページの上段でございますが、ごみ集積所施設設置整備費補助事業でございます。これは町内のごみ集積所の建て替えや大規模な修繕、また、設置されていない箇所への設置整備、こういったことを推進するために平成24年度から26年度までの3年間の補助制度として、集積所の整備を推進していきたいというふうに考えているものでございます。

同じく28ページの下段でございます。最終年度になります汚泥再生処理センターの整備事業についてでございます。これは平成24年度に引き続き本年度も行うものでございまして、本年度の工事の工程でございます。処理棟本体につきましては、10月から水を入れまして試運転を行うという予定でございます。11月からは汚水を実際投入しまして、その処理性能、こういった試験を行いながら、着実な処理ができるという確認をすることとなっております。管理棟につきましては旧処理棟を取り壊した跡地に新築するというところで、3月末には完成をするという予定でございます。

汚泥再生処理施設の24、25年度の2か年を通じた建設費でございますが、建設費・本体工事としましては14億5,425万円、それから設計施工管理委託業務ということ

で3億4,065万円、それから浚渫処分としまして、今ある処理棟の汚水を引き抜いて清掃するというようなことで3,913万9,000円、こういったものが全体の工事費ということになります。25年度では12億8,000万強の予算を計上しております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長宮地正人君。

○商工観光課長（宮地正人君） 商工観光課の政策的主要事業につきまして説明をさせていただきます。

当初予算資料の29ページをお願いいたします。まず、緊急雇用創出事業から補足説明をさせていただきます。

本事業は県の基金事業を活用しました補助率10分の10の事業で、失業者に対する短期の雇用、就業機会を創出・提供する事業で、本年度末までとしていた実施期間が平成25年度末までに延長されたものです。また、本年度より新たに起業後10年以内の起業者を対象に、地域に安定した雇用の受け皿を創出する起業支援型メニューも追加されたところでございます。事業内容的には委託・直接事業の13事業を計画しまして8,552万2,000円を計上し、合計で29名の新規の雇用を見込み、短期の雇用機会を提供し、地域のニーズに応じた人材の育成に取り組むとともに、雇用の創出を図ってまいります。

次に四万十町雇用創出事業ですが、過疎地域自立促進産業振興基金を活用しまして平成23年度から実施しております町独自の雇用創出事業で、引き続き3つの事業に取り組めます。1つは若者雇用支援事業で、四万十町に定着できる若者の雇用の場づくりとして、町内に就職先を求める在学者を対象に起業者を支援し、若者の正規雇用への移行を促進するための事業で、事業費は補助金として850万円を計上しておりまして、10名を見込んでおります。

2つ目は地域雇用推進事業で、企業が地域の特性を生かし、創意工夫により企画した新規性を有する事業、または規模拡大を図る事業を支援しまして、地域求職者に対する雇用・就業機会の創出を図る事業で、事業費は補助金として3,707万1,000円を計上しておりまして、7事業14名の新規雇用を目指しております。

3つ目は雇用創造委託事業で、地域の雇用再生を図るため、町が企画した今取り組まなければならない事業を各団体等に委託し取り組んでいただき、継続的な雇用機会を創出する事業で、事業費は委託料として3,660万円を計上しており、4事業8名を計画しております。3事業合計で8,217万1,000円を計上しまして、雇用対策に努めてま

いりたいと考えております。

次に、飛びますが５５ページをお願いいたします。

５５ページには商工業振興事業としまして、四万十町商工会育成補助事業に３９２万５，０００円を計上しまして商工業者の育成、町内の消費拡大と商店街の活性化対策に取り組んでいきます。

次に工業団地適地調査事業に５２９万１，０００円を計上しております。県は安心して本県への企業立地を進めるため、要望の高い高台への団地開発を加速させたいと、新たな団地開発の候補地を模索・検討しておりますが、本町の中心部は津波のリスクもなく、高速道路も延伸となりまして、工業団地としての土地基盤条件に恵まれていることから、今回、金上野地区約１０ｈａは県との共同による工業団地整備の適地となり得るかの調査を実施するものでございます。

次に５６ページには、県内外、全国からの新たな四万十町ファンの獲得をするために、ホビートレインラッピング事業に３１５万を計上するとともに、年間約２６２万人が訪れる高知の台所であるひろめ市場に、ひろめ市場掲示物作成・掲示事業１９０万７，０００円を計上しまして、四万十町のＰＲを図り、観光者の増加に努めてまいりたいと考えております。

次に５７ページには、四万十町観光協会育成補助事業１，６１７万１，０００円を計上するとともに、既存の施設整備改修といたしまして、松葉川温泉改修事業費８８２万６，０００円を計上しております。現在、松葉川温泉には高速道路の延伸効果によりまして、日帰りの入浴者は前年同月より約３，８００人増加しておりまして、宿泊も増加傾向にありますけれども、施設の老朽化が進んでおりまして、今後計画的な改修整備に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

次に５８ページには、高知県地域づくり支援事業により奥四万十自然体験構想を実現化していく仕組みづくりや受け皿整備を行うため、奥四万十元気プロジェクト事業２４６万４，０００円を計上するとともに、中ノ島公園周辺整備事業に２５２万円を計上しまして、重要文化的景観地域の資源の活用と保全を図るための整備計画の策定に取り組んでいきます。

最後に５９ページには、昨年から取り組んでおります産業振興推進ふるさと雇用事業の観光事業に１，２４８万４，０００円を計上し、自然体験型観光事業、四万十川流域地域の情報案内人による地域振興事業の２事業を支援していきます。

以上が商工観光課の政策的主要事業ですので、よろしくお願いをいたします。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 私のほうより両支所分も含めまして農林水産課関係の説明をさせていただきます。少し長くなるかもしれませんが、申し訳ございません。

まず30ページをお開けください。30ページの上段には、道の駅四万十とおわ急速充電器整備事業でございます。これは電気自動車の急速充電器を整備する経費を載せております。25年度には西の玄関口道の駅四万十とおわに1基整備する経費を載せております。

下段へまいります。道の駅めぐり窪川改修事業でございます。これは施設等の改修でございます。フリーマーケット前の敷地、それから施設の雨漏りなどの改修を行うものでございます。

次のページをお願いします。

産業振興推進ふるさと雇用補助事業・窪川分でございますが、これ、正誤表で訂正をお願いした分ですが、24年度からの継続分でございます。集落営農組織への雇用対策ということで、農事組合法人ビレッジ影野への支援策でございます。それから下でございますが、これもふるさと雇用でございます。大正分でございます。江師の園芸作物実験場、農林水産物集出荷加工場に係る雇用対策の経費でございます。

次のページへ行きます。これもふるさと雇用の対策で十和分でございます。継続事業でございます。四万十ドラマへの雇用対策で、地域資源を活用した取組を支援していくものでございます。

32ページ下、地域の物流等支援事業でございますが、これは十和地域の中心部より離れた地域の農産物などの集出荷対策でございます。併せて、見守りなど生活関連サービスをするのを支援するものでございます。十和おかみさん市への支援策となっております。

次のページをお願いします。上段ですが、園芸品等生産・集荷力強化事業でございます。これも先ほどの十和の事業と同じように、集出荷体制を充実させる事業でございます。加えて、高齢者でも取り組める作物の導入なども支援していくということでございます。JA四万十のみどり市の行うことに対して支援をする予定でございます。

下段へ行きます。茶・栗等食材供給施設整備事業です。これは道の駅四万十とおわの隣にオープンテラス風のカフェを整備しようとするものでございます。お茶・栗に付加価値をつけて売り出していこうとする施策でございます。

次のページ34ページの上、中山間直接支払事業でございます。これは継続の事業で

ざいまして、農地の傾斜地、集落協定などに基づいて行われているものでございまして、交付金を上げさせていただいております。

それから同じページの下段が、これを行う事務経費の事業となっておりますので省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。拠点・外商体制整備事業費というのが続きますが、まず拠点ビジネス事業です。これはあぐり窪川を拠点とする拠点ビジネス事業でございまして、一本化された町内外での流通体制をもとに販売ビジネスを展開する事業でございます。主な予算といたしましては市内のアンテナショップの運営管理などの経費、それから土地・建物の借上げ料を上げさせていただいております。

下段です。これは特産野菜等コラボレーション事業ということで、これも23年度から取り組んでおります。JAとか生産農家などとの連携、つまりコラボして取り組む事業でございまして、町内の特産野菜を積極的に県外にアピールしていく販売戦略の事業でございます。

次のページ36ページの上をお願いします。これは拠点・外商体制整備事業に関わるふるさと雇用でございます。雇用対策といたしまして拠点ビジネスを行うに当たり、あぐり窪川へ支援をするものでございます。

36ページ下、これからこうち農業確立総合支援事業が続きます。まず1つ目、農業施設整備事業でございます。これはJA四万十が牛舎の消毒・殺菌のためのポータブル噴霧器を導入することに対しての支援でございます。それともう一つ、認定農業者が溶液栽培システムを整備する、これへの支援2つ載せてます。

それから37ページの上、これは同じこうち農業なんですが、竹粉碎機整備事業でございまして、新たに竹粉碎機を導入してチップ、パウダーなどにして堆肥マルチを試みてみようとするものでございます。実施主体は営農支援センター四万十としておりますが、農家などの貸付けなども考えまして、活用についてはいろいろな取組をしていきたいと思っております。

その下段、基盤整備事業でございますが、これは四万十ドラマを中心に現在栗再生プロジェクトを立ち上げておりまして、またJA高知はたのほうでも栗の産地構造改革計画というものを策定しておりますが、それらに基づいて既存の栗園の基盤整備を行おうとするものでございます。

次のページへ行きます。経営所得安定対策事業でございます。これは名称が変わりまし

て、24年度は「農業者戸別所得補償制度」というふうに呼ばれたもので、国のほうが名前を変えたのでこのようになりました。これを進める事務費でございまして、本体の予算は町を通りませんのでありませんが、重要な施策ということで事務費で上げさせていただいております。

それから下、農地・水保全管理支払事業でございまして。これは農地回りの水路とか農道などの長寿命化を図る取組を支援していくものでございまして。県の継続事業に取り組んでやろうとするものです。

そしてその次のページの上段は、この事業を進めるための事務費でありますので、省略させていただきます。

次のページをお願いします。39ページの下になります。レンタルハウス整備事業です。これは園芸施設の振興のために、レンタル形式でハウス整備を行う継続事業でございまして。メニューの中に新規就農とか規模拡大とか高度化など、条件によって補助率が違ってまいります。

次、40ページの上行きたいと思います。環境保全型農業直接支払対策事業でございまして。これは環境保全の農業を支援する事業でございまして、有機農業に取り組むことが条件となっております。国の事業でございまして。

下段、集落営農・拠点ビジネス支援事業。これは集落営農組織が行う基盤整備、それから農業機械などの整備を支援するものでございまして。法人化モデルのタイプでは、町費を継ぎ足して営農組織の法人化も図ろうとするものでございまして。

次のページをお願いいたします。上段、園芸用ハウス流動化促進整備事業でございまして。これは中古ハウスを活用して、改良経費などを補助するもの。レンタルハウスの場合は新規のものでありますが、この事業は中古ハウスを活用するという、その経費を支援するものであります。新規就農者などの初期投資の軽減を図ろうとするものでございまして。

下段、大正・十和地域営農支援推進事業でございまして。これは大正・十和地域における将来の農業を見据えて営農支援の方向性とか、体制等について検討・協議するものでございまして。24年度に協議会をつくっておりますので、その協議会の開催など事務経費を載せております。

それから次のページ42ページの上ですね。地域活性化プロジェクト事業（6次産業化構想推進事業）です。これは2つ事業がございまして、農業の担い手確保に向けた取組、リクノウという取組をするものと、農畜産物の加工施設の整備に向けての取組でございまして。

す。23、24年度で地域資源活用協議会で検討していただいて、間もなく答申があるわけですが、その答申に基づいて加工施設の整備へとつなげていきたいというふうに思っております。また、具体的なものとするために、また専門的な協議会などをつくって練り上げていきたいというふうに考えております。

それから下、同じ地域活性化プロジェクト事業ですが、これは新規作物振興事業として23年度から取り組んでおります3か年の最終年度の事業です。水稻の裏作として作物を開拓する。小麦、タマネギなどの実証栽培を支援するものでございます。

次のページをお願いします。新規就農者の関係が上段、下段というふうにあります。上段の分が新規就農の研修に係る事業でございます。下が就農に関わる給付金のものです。

まず上段ですが、新規就農を目指す者が研修することに対して補助するものです。いろいろと45歳未満の部分は国の補助金が町の予算を通らないため、大変資料のほうは煩雑になっておりますが、簡単に言いますと、65歳未満の研修生には1月15万円をお支払いしますよと。それから受け入れ農家には月5万円をお支払いしますというようなことでございます。

なお、この中の、資料の中の「新規・継続」というのは制度のことではなくて、研修生が新規の人、継続の人というふうに見ていただきたいと思います。下段ですが、これは就農の給付金でございまして、資料の訂正をお願いしましたが、50歳未満の者が就農することに対して月12万5,000円、年では資料に150万円になってますが、支援をしていこうとするものです。地域農業マスタープラン、人・農地プランを立てることが条件になっている事業でございます。

それから次のページ行きます。44ページの上、環境保全型農業推進事業でございますが、これは環境に配慮した農業を推進するということで、これは農薬軽減のために天敵製剤などを、それとかフェロモン剤の導入ということが対象になっている事業でございます。JAの各部会への取組を支援しようとするものでございます。

それから下、経営所得安定対策事業でございます。これは人・農地プラン作成事業でございます。先ほど申し上げました人・農地プランというものを作成していくための事務経費であります。重要な施策ということで説明させていただきました。

次のページをお願いします。45ページの上、これは農業の最後の事業なんですが、担い手・農地総合対策事業ということで、農地集積交付金。人・農地プランのうちで、これは土地の対策ということで、農地集積に協力する農家への協力金を交付するというもので、

3件を想定して計上させていただきました。これが農業でございます。

次に林業費でございますが、47ページを恐れ入れますがお開けください。

47ページの上、これはふるさと雇用対策の林業版でございます。四万十ヒノキの集成材を生かしたもの、それからヒノキの精油を活用した商品開発を支援する、ふるさと雇用の林業版の事業でございます。

それから次、47ページの下、鳥獣被害緊急対策事業、48ページの上、鳥獣害防止総合対策事業、48ページの下、シカ個体数調整事業、次のページのシカ被害特別対策事業、これ4つ一括して説明させていただきます。

これは全て鳥獣害対策に関わる事業でございます。内容といたしましては侵入防止のための金網柵とか、捕獲おりの導入、それから捕獲に対する報償金でございます。鳥獣の種類によって、また猟期、猟期外によってこの4つに分かれておりますので、一括して説明させていただきました。

次のページ49ページの下、お願いします。緊急間伐総合支援事業ですが、これは民有林の間伐を行う県の補助事業で、継続的に行っている事業でございます。

次のページ50ページの上、森林整備地域活動支援交付金事業ですが、これは森林の地域活動に対して支援の交付金を出す継続事業で、今年も取り組みたいと思ってます。

それから下、森林保全ボランティア活動推進事業でございます、これはボランティア団体が間伐等を行う場合に1ha当たり6万円の地域通貨券を出して、間伐のお手伝いをしていただくという事業でございます。

次のページをお願いします。51ページの上、森林整備推進事業です。これも資料の訂正をお願いしました。申し訳ございませんでした。森林組合が集材などに使うウインチ付きグラップルという林業用機械を導入しますが、それへの支援策でございます。

51ページの下、四万十川流域豊かな森林保全整備事業。これは町独自の施策でございます。民有林間伐、作業道の開設に対する補助事業でございます、23年度から5年間かけて積極的に間伐を推進する施策でございます。基本的には森林所有者の負担金が要らないという形で間伐できる制度ということで、積極的に進めたいと思ってます。水源涵養など、環境対策としての森林整備も目指したいと思ってます。

それから次のページ、シイタケ生産体制整備事業。これはシイタケの生産振興を図る町単独の事業でございます、原木への補助、それから生産者の意見も聞きながら柔軟に対応している事業でございます。

それから下、バイオマス利用推進事業ですが、これは町全体のバイオマスを検討していく協議会などの経費を計上させていただいております。

次のページを開けてください。これからは町有林管理費でございまして、これは町有林の間伐・作業路開設などを行う経費でございます。町が実施主体となって森林組合などに委託をするものでございます。取り組む町有林の名前は書いておりませんが、資料の間伐が118.62ha、作業路のほうが1万7,000mを予定しているところでございます。ここまでの林業に関わる事業でございます。

そして53ページの下、これが水産業になるんですが、この欄に3つまとめて事業を載せております。継続事業でございますが、まず最初にふるさと雇用の対策ということで、四万十マヒマヒ丸の組合への人件費等への補助が1つ。それから、水産資源育成事業として川・海への種苗の放流。もう一つが間伐材を利用して漁礁を設置して実証していこうとする、この3つを合わせてこの中に入れさせていただいております。

そして最後に54ページの上、磯焼け対策事業ということで、ウニの除去等を行い、藻場の保全を行う、これも継続事業でございますが、水産事業としては以上でございます。

長くなりましたが、以上で両総合支所を含めた農林水産に関わる当初予算の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮地章一君） 暫時休憩します。

午後3時23分 休憩

午後3時35分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） それでは建設課のほうより引き続き25年度当初予算の概要に基づいて説明させていただきます。

まず45ページをお願いいたします。下段です。農業基盤整備補助事業です。これは国や県の補助事業に該当しない小規模農地の基盤整備や老朽化し維持管理に支障を来している水路の整備に補助金を交付することによって小規模農家の生産意欲の向上、また、耕作放棄地の防止を図ろうとするもので、まちづくり推進特別枠事業といたしまして25年度当初1,000万円を予定しております。

次に46ページお願いします。上段です。ため池改修事業です。この事業は老朽化したため池を管理する受益者の方が修繕をする場合に、掛かった費用に対し補助をし、維持・

管理の軽減とため池の安全を図る目的で、本年度は４８０万円予定しております。

次に５４ページお願いします。下段です。漁業集落環境整備事業です。この事業は今後予想される東海・南海地震に伴う津波対策といたしまして、志和浦地区で２２年度より避難施設の整備を進めており、本年度は昨年度に引き続き志和小学校横の避難路・避難広場の整備に３，１２０万円を予定しております。

次に６０ページお願いします。上段です。生活環境整備補助事業です。これはまちづくり特別推進枠事業といたしまして、住家の１戸だけの、いわゆる一軒家対策といたしまして生活道路に対する補助、生活道のいろんな舗装とか道路の整備、また橋梁の整備、排水路の整備に掛かった費用に対し３分の２以内で限度額１００万円といたしまして補助をする事業といたしまして、２５年度当初１，０００万円を予定しております。

次に６０ページの下段にあります木屋ケ内トンネル補修事業でございますが、平成２３年度に作成した中ノ島公園及び重要文化的景観の重要構成要素である旧森林軌道や沈下橋などの整備方針により、木屋ケ内トンネルの補修調査・設計を行うための委託料として３５万９，０００円を計上しております。

次に６１ページの上段にあります町道大奈路中津川線改良工事でございますが、先ほどの木屋ケ内トンネルの補修事業と同様に、重要文化的景観地域である同路線の整備方針に伴う箇所の改良工事を行うための測量設計委託料として１，０８万９，０００円を計上させていただきます。

次に６１ページです。下段です。６１ページ下段から６９ページまで。国の交付事業で実施しております町道の改良事業といたしまして、町道２６路線を事業費３億６，６９１万円で予定しており、また、本年度新たに天ノ川大橋と若井大橋、地震に備えた耐震補強を５，６００万円、また、老朽化した橋梁の長寿命化修繕といたしまして１，０００万円をそれぞれ予定しております。

同じく６９ページ下段にあります住宅リフォーム緊急支援事業でございます。これは昨年度２４年度より引き続き実施するもので、個人が行う住宅の改修などのリフォーム工事を行うことにより補助金を交付し、様々な建築関係業種に携わる個人事業者の仕事おこしと、地域全体の活性化や住環境の整備を図る目的で事業費１，０００万円を予定しております。

最後に７０ページにあります住宅耐震改修補助事業です。これは昭和５６年以前に建築された住宅や共同住宅の耐震改修設計及び改修工事への補助をするもので、２５年度事業

費で３３０万円を予定しております。

以上がお手元の当初予算概要に基づく建設課関係の説明とさせていただきます。

○議長（宮地章一君） 農業委員会事務局長永尾一雄君。

○農業委員会事務局長（永尾一雄君） 農業委員会の予算の主な取組について説明をいたしたいというふうに思います。大枠になりますけれどもご容赦いただきたいというふうに思います。

予算資料にはありません。予算書の９８、９９ページの６款１項１目の農業委員会費であります。平成２１年にスタートしました改正農地制度は、食料の安定供給を図るために、これ以上の農地面積の減少を食い止める必要があり、国として農地転用規制を厳格にする政策を打ち出しました。農地の確保に積極的な役割を果たしていくことが明確にされたところです。引き続き農業委員会の業務の柱である法令業務を透明性・公平性をもって運用して、優良農地を守り、有効利用するための取組を行います。

農地の管理についてですけれども、農地所有者等の責務として、「農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない」と規定されております。定期的な農地の利用状況調査を実施して遊休農地の実態把握と発生防止、解消、農地の違反転用発生防止対策について継続的に取組を進めてまいります。

町長部局、農林水産課と連携をいたしまして、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果に基づき、荒廃農地の再生・利用に対して事業相談への対応、また現地調査、事業の実施等の支援を行うとともに、２４年度から始まった地域の人と農地の問題を解決する人・農地プラン作成に、関係機関の団体と役割分担のもとで同プランの作成検討会への女性農業委員の参加や、農地利用状況調査を踏まえた農地情勢の提供などに積極的に参画をいたします。

また、先ほど企画課長も説明しましたがけれども、本年１月に設立された四万十町婚活連絡協議会ですけれども、その副会長にうちの農業政策部会長を選任がされております。婚活への取組情報を共有しながら、連携を図りながら後継者対策の推進に向けて取組を進めます。

以上、主な事業を、農業委員会委員３８名の報酬、人件費を含む総額５，３０１万５，０００円を計上して、農業自らの資質向上や意識改革を進めながら農地制度の円滑な運営執行を図ります。

以上です。

○議長（宮地章一君） 学校教育課長岡澄子君。

○教育次長兼学校教育課長（岡澄子君） 学校教育課の事業につきましてご説明をさせていただきます。

資料73ページのほうをお願いいたします。

まず73ページ上段ですが、四万十町就学奨励金給付事業でございますが、こちらは昨年度から開始をいたしました町内の高等学校に通学する保護者の負担軽減ということで、公共交通機関を利用しての通学の場合に2分の1を上限として助成を行う事業でございます。予算額として300万円を計上いたしております。

下段の四万十町キャリアアップ事業でございますが、こちらは平成20年度からの継続事業でございます、総合的な学習の取組ということで、地域、保護者等連携して、地域の課題等についての学習を進める事業に対しての各小・中学校への補助事業でございます。

74ページの上段ですが、四万十町校内研究支援事業。こちらは学力向上を目指すために各小・中学校で取り組む児童・生徒の学力向上でありますとか、教職員の資質、そして授業力等の改善に取り組む授業に対して助成をするもので、小・中学校に450万を上限として配分をいたすこととなっております。

下段の教育支援センター子どもサポート事業。こちらは昨年度までの住民生活に光をそそぐ交付金の基金事業を活用いたしまして23、24と、ひきこもりでありますとか、学校当時不登校の児童・生徒への対応を教育支援センターのほうで行っておりますけれども、義務教育が終了した後もそういう社会的な資源とのつながりというところを、継続性を持って社会復帰というところを目指すために支援員を1名続けて配置をして、そういうことに努めたいということで、事業費として本年度190万5,000円を計上いたしております。

そして75ページの上段でございます。学校施設空調設備整備事業。こちらは本年度新規事業でございます、学校図書館の活用というのが非常に重要視されておりました、現行活動の充実等いろいろと取組を進めなければならないわけですが、その中で図書室ですけれども環境整備ということで、こちらは小学校の図書室のほうにエアコン、空調機を設置する事業でございます。こちら、中学校につきましては補正予算のほうで、普通教室も含めて事業費のほうご承認いただきましたが、小学校につきましては図書室に基本的には設置をしていきたい。夏休みでも小学生等利用いたしますので、本年度と来年度2か年で町内のすべての小学校のほうに設置をする予定でございます。こちらにつきましては県の

ほうから1校当たり25万円でございますが補助がありまして、それを活用いたしまして本年度5校に予算額として926万2,000円の予算計上をさせていただいております。

そして80ページになります。80ページの下段のほうですが、学校給食業務の調理員派遣業務委託事業でございます。こちらは現在、地域振興公社のほうが四万十公社ということで公益法人のほうに移行しておりますけれども、そちらのほうから引き続き本年度まで、25年度まで調理員の派遣を請けるということで来年度予算を計上いたしておりますが、26年度以降について委託という方向で現在事業者等の選択、依頼等に当たっているところでございます。

学校教育課の事業といたしましては以上となりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮地章一君） 生涯学習課長野村和弘君。

○生涯学習課長（野村和弘君） それでは続きまして、生涯学習課の主要な事業について説明させていただきます。

資料のほうの46ページをお開きください。下段になります。四万十町農村環境改善センターの耐震化事業です。本施設は昭和53年に建設されたもので、施設の安全確保・利便性の向上を図るため、耐震補強と老朽化等による改修を平成26年度に予定しております、本年度についてはそれに係る設計を行うものでございます。

次に75ページをお開きください。下段からになります。75ページ下段からになりますが、子どもたちの交流体験活動として青少年地域活動、「わんぱく学校」と言っておりますが、事業でございます。

それから次のページに移りまして、子どもたちの放課後等の安全・安心な居場所づくり等として放課後子どもプラン事業。

下段へ行きますと、地域や学校、保護者等の連携を図りながら子育て等の健全育成活動として、知ることから始まる家庭・地域の子育て力事業です。これらにつきましては前年度からの継続事業となっております。

次のページに移りまして上段からになりますが、志和薬師寺改修事業につきましては、町指定の文化財であります志和薬師寺本堂の建物の老朽化や、虫害等による改修等が必要なことから改修工事が予定されております。この工事等に対して所有者のほうより、多額の経費を要することから、その経費の一部に対して補助の要望があり、四万十町文化財保護条例の趣旨にのっとり、文化財保全に要する経費に対して補助金を交付しようとするものです。

それから、また、工事を施工するに当たり、その工事が文化財の価値を損なわないよう施工されているのか等の指示や指揮監督を行うための監督委託料を計上しております。この事業につきましては、先ほど町長のほうの説明もありましたが、工事が2か年にまたがるということで、26年度分に係る経費につきまして債務負担行為を設定しているところでもあります。

続きまして下段、重要文化的景観の保存・活用に関する計画策定につきましては、平成24年度から3か年計画で策定することにしておりまして、その25年度に係る経費を計上しております。

次のページに移りまして上段、重要文化的景観改修事業ですが、この事業は重要文化的景観の重要構成要素内、窪川地区松葉川の市生原地区ということになりますが、そこにある農業用水路の改修に係るものでありまして、文化庁文化的景観整備管理委員会、それから水利組合等と協議を進めてきたところですが、それぞれ合意が得られたことから重要構成要素としての保全、そして景観、環境等に配慮した工法による改修工事を実施しようとするものです。

次に下段になります。四万十町文化的景観写真コンテスト事業ですが、これは四万十川を中心とした文化的景観地域内の写真を募集いたしまして、それらをいろいろな分野で活用するという計画をしております。また、町内外からの方を問わず広く写真を募集することで交流人口の増加や、町のPR、また、文化的景観の普及啓発等を図っていこうとするものです。平成25年度の夏ごろから四季を通じた写真を撮影していただきまして、12か月1セットという形で写真を応募してもらうという計画をしております。

次のページに移りまして上段、読書活動の推進事業として、読み聞かせ、学校読書活動等への支援等の読書活動の推進を図る取組を行うもので、職員の雇用、読書活動の経費等を計上しております。

次に四万十川桜マラソン事業については今年で第5回大会となりますが、継続しての事業となっております。

次のページ上段になります。窪川運動場施設整備事業ですが、利用者の方などから強い要望がありまして、窪川運動場のトイレ、現在くみ取り式になっておりますが、その改修を行うものです。水洗化、多目的トイレの設置、それと倉庫が老朽化しております。それとトイレ改修に伴う倉庫の設置、それから夜間照明器具の不良箇所がありますので、その変圧器の改修を行うものでございます。

以上、生涯学習課からでした。

○議長（宮地章一君） 十和地域振興課長岡本順一君。

○十和総合支所長兼地域振興課長（岡本順一君） 十和総合支所地域振興課の主要事業について説明をさせていただきます。

概要２３ページ上段をお願いいたします。十和総合支所複合施設建設事業でございますけれども、今回計上しております事業費につきましては１，２０８万３，０００円でございます。

まず周辺環境調査委託料でございますが、これは平成２３年度から行ってきました開発センターの取壊し、複合施設の建設、現在、これから行おうとしております総合支所の取壊し、それと防災倉庫、十川分団屯所の建設、一連の工事が完成しました後に周辺に及ぼしました影響を調査するものでございます。それによりまして補償が必要かどうかの判断をする基準にするものでございます。

次に工事費７００万円でございますけれども、複合施設建設に伴い、老朽化しておりました公用車庫を取壊しておりました箇所に駐車場・屋根を整備するものでございます。

落成式の補助金８０万円も合わせて計上させていただいております。

同じページの左側、本年度事業の概要の欄に点線で囲っている部分の十川分団屯所解体工事周辺環境調査委託料がございます。その屯所の解体工事費１，２００万でございますけれども、十川分団屯所の建設につきましては２４年度の３月の補正予算でご承認をいただきました。その工事に伴いまして現在の屯所、この資料の８５ページに写真を載せておりますけれども、建物として有効利用もできないということがございますので、解体撤去するものでございます。そして、その工事の振動に伴います影響調査を施工の前後に行おうとするものでございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第３４号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第３４号について、質

疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第４１ 議案第３５号平成２５年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算、日程第４２ 議案第３６号平成２５年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算、日程第４３ 議案第３７号平成２５年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算、日程第４４ 議案第３８号平成２５年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算、日程第４５ 議案第３９号平成２５年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第４６ 議案第４０号平成２５年度四万十町介護保険事業特別会計予算、以上、議案第３５号から議案第４０号までの６議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは議案第３５号から議案第４０号までの平成２５年度各特別会計予算につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第３５号平成２５年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算につきましてです。

平成２５年度の予算編成に当たりまして、基本となります国保の被保険者数を６，１９２人と見込み、これによります予算総額を歳入歳出それぞれ２６億９，０００万円と定め、事業の健全運営を確保し、住民の健康保持・増進を図ろうとするものでございます。

次に予算の主な内容についてご説明を申し上げます。

まず歳出でございますが、２款の保険給付費につきましては、過去の医療費の動向を踏まえて推計を行い、１７億８，５８７万７，０００円を計上し、対前年度比で０．７％の増額となっております。また、３款の後期高齢者支援金等に３億２，３５１万９，０００円、６款の介護納付金に１億４，７９０万８，０００円、高額医療費に係る７款の共同事業拠出金に３億２，３６５万円などの計上となっております。

一方、これを賄う歳入でございますが、１款の国民健康保険税に３億８，７９５万円、対前年度比で８．４％の減額、３款の国庫支出金に７億３，４８４万円、対前年度比で２．６％の増額となっております。

また、６５歳から７４歳を対象とする前期高齢者の医療に係る６款の前期高齢者交付金に５億７，１８９万３，０００円、高額療養費に対して交付されます７款の共同事業交付金に２億９，４９３万７，０００円をそれぞれ計上いたしております。

また、歳入歳出不足額１億９，２４０万７，０００円につきましては、９款１項の一般会計繰入金の財政調整繰入金４，０００万円及び２項の基金繰入金の財政調整基金繰入金１億５，２４０万７，０００円により対応することといたしております。

なお、この平成２５年度予算案につきましては、去る２月２８日、四万十町国民健康保険運営協議会に諮問をいたしまして、適当である旨の答申をいただいていることを申し添えさせていただきます。

続きまして、議案第３６号平成２５年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

本特別会計の予算総額は歳入歳出それぞれ３億４，０２０万円となり、款項ごとの予算額につきましては第１表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

歳入の主なものといたしましては診療収入で２億４，６６０万円を見込んでおり、その内訳といたしましては入院収入で７，８６０万円、外来収入で１億６，８００万円となっております。

また、一般会計からの繰入金７，９１６万２，０００円と国保会計からの繰入金５５０万円をそれぞれ計上いたしております。

一方、歳出の主なものといたしまして、総務費では職員給与費、臨時賃金及び各種業務委託料など合計で２億６，７９６万３，０００円、医業費におきましては医薬材料費や医療用機器の購入費及び医療機器保守点検等委託料などで５，０３０万３，０００円、給食費においては賄い材料費など４６６万４，０００円を、また公債費といたしまして、元金及び利子の償還金１，５８１万円をそれぞれ計上いたしております。

また、一時借入金の最高額につきましては、第２条で定めようとするものでございます。

続きまして、議案第３７号平成２５年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算についてでございます。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ１億４，５２０万円と定めようとするものでございまして、第１表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

歳入では、診療収入で１億１，１８４万円を見込んでおりまして、歳入不足への対応として、一般会計繰入金９５８万３，０００円で対応することといたしております。

一方歳出の総務費では、職員給を始め、各種業務委託料など１億１，０２５万９，０００円、医業費におきましては、医薬材料や医療用機器の購入費及び各種検査や機器の保守点検費用など２，７３７万８，０００円を、また公債費では元利償還金６２４万円をそれぞ

れ計上いたしております。

また、一時借入金の最高額につきましては、第2条のとおり定めようとするものでございます。

なお、大正診療所及び十和診療所の両特別会計につきましては、近年患者数の推移や診療内容などにより診療収入が減少をし、運営費を賄えない状況が続いておりまして、両会計の財政調整基金残高は利息分だけを残して平成24年度末でなくなり、実質的な赤字運営部分への支援として、国の国保へき地診療所の運営に係る特別調整交付金の交付を受けております。合併後は、公債費部分などを一般会計繰入金で補てんをしてまいりましたが、今後は実質的な赤字補てん分の追加繰入につきましても、地域医療を守る観点からやむを得ない状況となっております。引き続き国の特別調整交付金を活用いたしますとともに、収支改善に向けた取組や医療の安全や患者サービスの向上など、診療所が存続するために必要な多面的な経営改革に取り組んでまいります。

続きまして、議案第38号平成25年度四万十町大道へき地診療所特別会計でございます。本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ1,060万円と定めようとするものでございまして、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

歳入につきましては、診療収入が66万2,000円、県支出金231万5,000円、一般会計からの繰入金が732万2,000円となっております。歳出では職員給などの運営経費1,041万8,000円を総務費に計上いたしております。

続きまして、議案第39号平成25年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。後期高齢者医療制度は高知県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営をいたしておりまして、市町村では被保険者の資格の管理や保険料徴収の事務、保険証発行などの窓口事務を主な業務として行っております。本町におきましては、平成25年度予算編成に当たりまして被保険者を4,495人と見込み、予算総額を3億300万円と定め、制度の健全かつ円滑な運営を図ろうとするものでございます。

なお、款項ごとの予算額につきましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございまして、一時借入金の最高額につきましては第2条で定めようとするものでございます。

最後に、議案第40号平成25年度四万十町介護保険事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第5期介護保険事業計画期間の2年度目となります平成25年度の予算編成につきましては、平成23年度事業実績及び平成24年度事業費の決算見込額を推計し、現時点で想

定されます所要額を計上いたしております。

歳出予算の主な内容でございますが、２款の保険給付費につきまして２４億７，５４５万６，０００円を計上し、対前年度比で６．２％の増額となっております。

また、５款の地域支援事業費に９，４２６万３，０００円などの計上となっております。

一方、これを賄う歳入でございますが、１款の保険料に３億５，７２１万円、３款の国庫支出金に７億１，６１７万１，０００円、４款の支払基金交付金に７億１，９９３万６，０００円、５款の県支出金に３億７，９４１万１，０００円、７款の繰入金に４億３，６６７万円などの計上となっております。

この結果、予算総額は歳入歳出それぞれ２６億１，９９０万円となり、款項ごとの予算額につきましては第１表の歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

また、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては、第２条及び第３条のとおりそれぞれ定めようとするものでございます。

以上６件の予算案につきましてご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第３５号から議案第４０号までの６議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第３５号から議案第４０号までの６議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第４７ 議案第４１号平成２５年度四万十町簡易水道事業特別会計予算、日程第４８ 議案第４２号平成２５年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、日程第４９ 議案第４３号平成２５年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算、日程第５０ 議案第４４号平成２５年度四万十町下水道事業特別会計予算、日程第５１ 議案第４５号平成２５年度四万十町水道事業会計予算、以上、議案第４１号から議案第４５号までの５議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第41号から議案第45号までの平成25年度各特別会計予算について、一括してご説明を申し上げます。

まず、議案第41号平成25年度四万十町簡易水道事業特別会計予算でございます。

本年度の業務といたしましては簡易水道と飲料水供給施設合わせて37施設、給水人口約1万4,000人に対しまして、年間約170万m<sup>3</sup>を給水する予定でございます。

予算といたしましては、第1条におきまして予算総額を歳入歳出それぞれ9億6,950万円と定めております。

歳出予算の主な内容につきましては、まず総務管理費でございますが、職員給与費などの経常的経費として5,395万9,000円を、維持管理費では施設の光熱水費、設備の修繕料、維持管理委託料等に係る経費として6,250万円を、施設増補改良費には道路改良等に伴う配水管布設替工事費として2,300万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、建設改良事業費でございますが、まず仁井田簡易水道区域拡張事業につきましては、川ノ内地区配水池の築造工事及び配水管の施行工事を行うこととなっております。

次に、若井簡易水道統合整備事業につきましては、隣接する上水道配水管と連絡管を接続することにより、渇水期においても安定した給水を図ろうとするものでございます。

また、十川簡易水道事業につきましては、主に浄水場ろ過池及び総合配水池の築造を行うことといたしております。

また、昭和、浦越及び大奈路の3事業につきましては、後年度の国補助金の交付を受けるために事業変更認可設計を委託するものでございます。これらの建設改良費に係る経費といたしまして合計で5億6,987万9,000円を計上いたしております。

続きまして公債費でございますが、償還元金及び利子を合わせて2億5,996万2,000円を計上いたしております。

一方、これを賄う歳入につきましては第1表歳入歳出予算に記載のとおり、水道料金を含む事業収入、建設改良に係る国庫支出金及び町債、一般会計繰入金など所要額を計上いたしたところであります。

なお、地方債につきましては地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表に記載のとおり、

また、一時借入金の最高額は第3条でそれぞれ定めようとするものでございます。

次に、議案第42号平成25年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算でございます。

本事業の特別会計の予算につきましては、住宅新築資金等貸付事業に係るもので、歳入におきましては貸付者からの貸付金の返済金、一方歳出におきましては、該当事業のために財源として借り入れた起債の償還金が主なものでございます。

平成25年度の予算といたしましては、第1条におきまして予算総額を歳入歳出それぞれ870万円と定め、第1表歳入歳出予算のとおり所要額を計上いたしております。

続きまして、議案第43号平成25年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

本年度の業務といたしましては、宮内、江師及び森ケ内地区の加入戸数112戸に対しまして、年間約4万6,300m<sup>3</sup>余りの汚水を処理する予定でございます。

予算といたしましては、第1条におきまして、予算総額を歳入歳出それぞれ3,170万円と定めようとするもので、歳出では主に処理場施設の維持管理費及び公債費などを、歳入では使用料及び一般会計繰入金など、それぞれ第1表歳入歳出予算に記載のとおり所要額を計上いたしております。

続きまして、議案第44号平成25年度四万十町下水道事業特別会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本年度の業務といたしましては、処理対象人口1,170人に対しまして年間約11万5,500m<sup>3</sup>の汚水を処理する予定でございます。

予算といたしましては、第1条におきまして、予算総額を歳入歳出それぞれ6,790万円と定めようとするもので、歳出では職員給を含む総務管理費、処理場施設の維持管理費及び公債費などを、歳入では使用料及び一般会計繰入金など、それぞれ第1表歳入歳出予算に記載のとおり所要額を計上いたしております。

いよいよ最後になりました。議案第45号平成25年度四万十町水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

本年度の業務といたしましては、街分を中心に給水区域を定め、給水人口5,128人、給水戸数2,520戸に対して年間約78万8,000m<sup>3</sup>を給水する予定でございます。

予算といたしましては、第3条収益的収入及び支出におきまして、収入を給水収益などで1億1,504万2,000円、支出につきましては職員給を含む施設維持管理費や減

価償却費などの営業費用及び企業債の償還利子などの営業外費用、合計で１億１，４９９万５，０００円とそれぞれ見込んでおります。

第４条の資本的収入及び支出では、建設改良費及び企業債の償還元金で６，７９６万７，０００円を支出見込額とし、不足する額６，７９６万６，０００円は過年度分損益勘定留保資金で補てんする予定といたしております。

また、第５条から第８条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することができない経費及び他会計からの補助金並びに棚卸資産購入限度額をそれぞれ定めようとするものでございます。

以上５件の予算案につきまして、ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第４１号から議案第４５号までの５議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めて行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第４１号から議案第４５号までの５議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第５２ 陳情を議題とします。

本日までに受理をしました陳情はお手元に配付しております請願・陳情文書表のとおりです。

会議規則第９５条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後４時１８分 散会